

令和8年 第1回

戸田市教育委員会定例会

令和8年1月22日
戸田市教育委員会

第1回教育委員会（定例会）次第

- 1 開会
- 2 前回の会議録の承認
- 3 教育委員提案 別添 資料No.1のとおり
- 5 報告事項 別添 資料No.2のとおり
- 6 議事 ページ
- (1) 議案
- 議案第1号 令和7年度一般会計（教育委員会関係）3月補正予算（案）について【秘密会】… 1
- 議案第2号 令和7年度海外留学奨学事業特別会計3月補正予算（案）について【秘密会】… 9
- 議案第3号 令和8年度一般会計（教育委員会関係）予算（案）について【秘密会】… 10
- 議案第4号 令和8年度海外留学奨学事業特別会計予算（案）について【秘密会】… 14
- 議案第5号 戸田市海外留学奨学資金等受給者選考委員会委員の委嘱について【秘密会】… 15
- 議案第6号 戸田市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則（案）について… 16
- 議案第7号 戸田市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令（案）について… 18
- 議案第8号 戸田市学校運営協議会規則の一部を改正する規則（案）について… 26
- 議案第9号 戸田市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）について… 28
- 議案第10号 令和7年度戸田市教育委員会表彰について【秘密会】… (当日資料)
- 議案第11号 未来へはばたく人財育成資金の条例の一部改正（案）について【秘密会】… 46
- 7 その他
- (1) 次回の教育委員会の日程（案）
- 令和8年2月17日（火）午前9時30分～
- (2) その他
- 8 閉会

戸田市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則（案）

戸田市立小・中学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「週休日」を「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号。以下「県条例」という。）第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」に改め、同条第2項中「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号。以下「県条例」という。）第6条」を「県条例第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、「週休日」の次に「又は週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

【改正理由】

埼玉県が「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を改正し、フレックスタイム制を導入したことに伴う改正。

戸田市における当該制度の適用については、令和8年2月1日を予定している。

（詳細は、別添資料参照）

戸田市立小・中学校管理規則新旧対照表

改正前	改正後(案)
第1条～第19条の3 (略) (勤務時間の割振り等)	第1条～第19条の3 (略) (勤務時間の割振り等)
第20条 職員の <u>週休日</u> 及び勤務時間の割振りは、学校運営の必要に応じて校長が定める。	第20条 職員の <u>学校職員の勤務時間、休暇等</u> に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号。以下「県条例」という。）第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振りは、学校運営の必要に応じて校長が定める。
2 <u>学校職員の勤務時間、休暇等</u> に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号。以下「県条例」という。）第6条の規定に基づく週休日の振替及び4時間の勤務時間の割振り変更は、校長が行う。	2 <u>県条例第6条第1項</u> （同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく週休日又は週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日の振替及び4時間の勤務時間の割振り変更は、校長が行う。
第20条の2～第38条 (略) 附 則 (略)	第20条の2～第38条 (略) 附 則 (略) <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>
様式 (略)	様式 (略)

戸田市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令（案）

戸田市立小・中学校職員服務規程（昭和32年教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「戸田市立小・中学校管理規則」の次に「（昭和32年教育委員会規則第2号）」を加え、「基き」を「基づき」に改める。

第5条中「職員の服務に関する宣誓に関する条例」を「職員の服務の宣誓に関する条例」に改める。

第10条第4項第1号中「週休日」の次に「、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

【改正理由】

埼玉県が「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を改正し、フレックスタイム制を導入したことに伴う改正。

戸田市における当該制度の適用については、令和8年2月1日を予定。

（詳細は、別添資料参照）

戸田市立小・中学校職員服務規程新旧対照表

改正前	改正後(案)
(趣旨) 第1条 この訓令は、戸田市立小・中学校管理規則第24条の規定に基き、学校職員の服務について規定する。	(趣旨) 第1条 この訓令は、戸田市立小・中学校管理規則 <u>(昭和32年教育委員会規則第2号)</u> 第24条の規定に基づき、学校職員の服務について規定する。
第2条～第4条 (略) (服務の宣誓) 第5条 職員は、赴任後7日以内に、 <u>職員の服務に関する宣誓に関する条例</u> (昭和28年条例第29号)の定めるところにより服務の宣誓をしなければならない。	第2条～第4条 (略) (服務の宣誓) 第5条 職員は、赴任後7日以内に、 <u>職員の服務の宣誓に関する条例</u> (昭和28年条例第29号)の定めるところにより服務の宣誓をしなければならない。
第6条～第9条 (略) (休暇) 第10条 (略) 2・3 (略) 4 職員が、次に掲げる病気休暇の承認を受けようとするときは、前項の規定による願い出の際、医師の証明書その他勤務しない事由を十分に明らかにする証明書類を添えなければならない。 (1) 連続する8日以上の期間の病気休暇(当該期間における週休日、時間外勤務代休時間全指定日(勤務時間等規則第10条第1項に規定する時間外勤務代休時間全指定日をいう。)、学校職員の休日及び学校職員の休日の代休日以外の日(以下この項において「要勤務日」という。)の日数が3日以下で	第6条～第9条 (略) (休暇) 第10条 (略) 2・3 (略) 4 職員が、次に掲げる病気休暇の承認を受けようとするときは、前項の規定による願い出の際、医師の証明書その他勤務しない事由を十分に明らかにする証明書類を添えなければならない。 (1) 連続する8日以上の期間の病気休暇(当該期間における週休日、 <u>週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日</u> 、時間外勤務代休時間全指定日(勤務時間等規則第10条第1項に規定する時間外勤務代休時間全指定日をいう。)、学校職員の休日及び学校職員の休日の代休日以外の日(以下この項

改正前	改正後(案)
あるものを除く。)	において「要勤務日」という。) の日数が 3 日以下であるものを除く。)
(2) (略)	(2) (略)
5～10 (略)	5～10 (略)
第11条～第26条 (略)	第11条～第26条 (略)
附 則 (略)	附 則 (略) <u>附 則</u>
様式 (略)	<u>この訓令は、公布の日から施行する。</u> 様式 (略)

フレックスタイム制について

【戸田市教育委員会学務課】

【制度の概要】

- 職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度。
- 一定期間において、あらかじめ定められた総勤務時間の範囲内で、日々の始業・終業時刻や、勤務時間を調整するもの。
- 職員自身が申告することで、ワーク・ライフ・バランスの実現などの効果を期待するもの。

【対象職員】

- 校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員及び事務職員
- ※ 対象となる職員には、臨時の任用職員、定年前再任用職員（暫定再任用職員）及び任期付職員を含み、
育児短時間勤務職員及び非常勤職員を除く。

【要件】

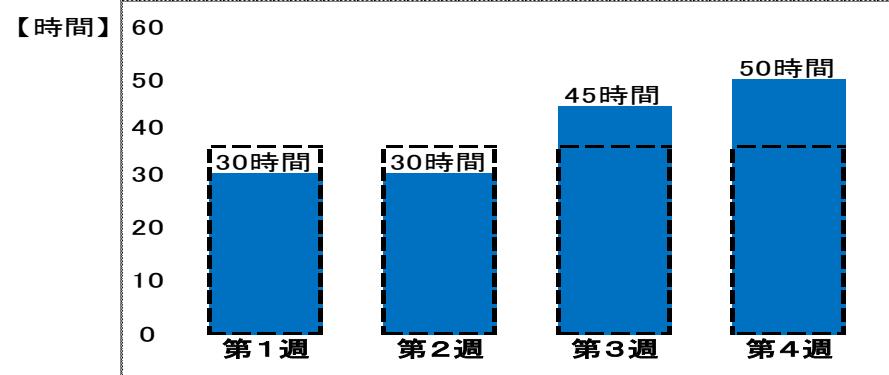
- 職員の申告を考慮して当該学校職員の勤務時間を割り振ることが**校務の正常な運営を妨げないと認める場合**には、
学校職員の申告を経て、1週間～4週間ごとの期間につき1週間当たり38時間45分となるように当該職員の
勤務時間を割り振ることができる。

【単位期間（フレックスタイム制により勤務時間が割り振られる期間の単位）】

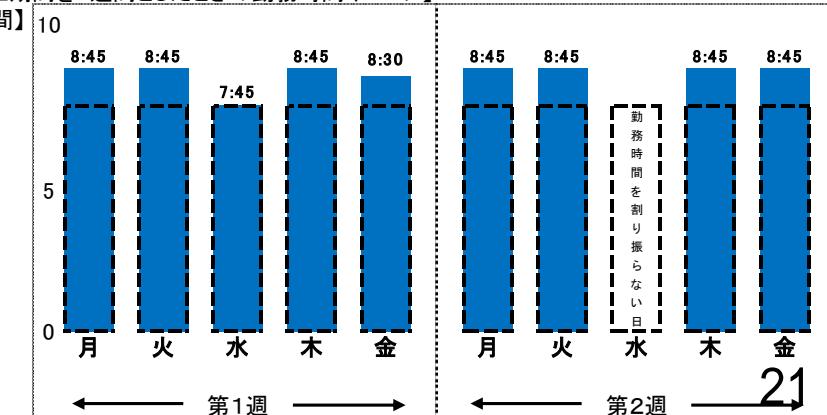
- 単位期間は1～4週間から学校職員が選択して申告できる。

※ 4週間で155時間（38時間45分×4週）の勤務時間を割り振ることも可能。

【単位期間を4週間としたときの勤務時間イメージ】



【単位期間を2週間としたときの勤務時間イメージ】



点線は通常の勤務時間（1週当たり38時間45分 = 7時間45分×5日間）

【週休日のほかに勤務時間を割り振らない日の設定】

- 単位期間開始日から1週間ごとに1日を限度に土曜日、日曜日以外に勤務時間を割り振らない日を設けることができる。

【コアタイム（全員が勤務しなければならない時間帯）】

- 「月曜日から金曜日までの9:00～16:00（休憩時間を除く。）のうち、2時間～4時間の間で校長が定める時間とする。
※コアタイムは年度において統一した設定のため、年度ごとに校長から学校職員に明示する。

【フレキシブルタイム（勤務時間を割り振ることができる時間帯）】

- 職員の申告に基づき、勤務時間を割り振ることのできる時間帯。
- 始業時刻は5:00以後、終業時刻は22:00以前とする。

【休憩時間】

- 校務の正常な運営に支障がないと認められる場合**には、校長は学校職員の申告を考慮して、変更前の休憩時間以外の時間に休憩時間を設定することができる。
※フレックスタイム制を申告していない場合であっても、休憩時間だけでも変更ができる。
- 8時間を超える勤務時間を割り振る日は休憩時間が**60分**になる。

【1日の最短勤務時間数と最長勤務時間数】

- 1日の最短勤務時間数は2時間～4時間の間で校長が定める時間とする。
- 1日の最長勤務時間数（勤務時間数の上限）は、設定しない。

【1日の勤務時間の単位】

- 1日の勤務時間は、**15分を単位**（※）とする。

【申請の方法】

- フレックスタイム制の取得を希望する職員が「申告・割振り簿」に必要事項を記入した上で、管理職に依頼する。

フレックスタイム制について

【戸田市教育委員会学務課】

【様式第1号 申告・割振り簿】

様式第1号

申告・割振り簿

所属 ○○小学校 氏名

(単位期間 週間)

「申告・割振り」欄のうち、上段は「申告」欄とし、下段は「割振り」欄とする。

週休日とする日の勤務時間数欄には、「00:00」と記入する。

【校務の正常な運営を妨げるか否かの考え方】

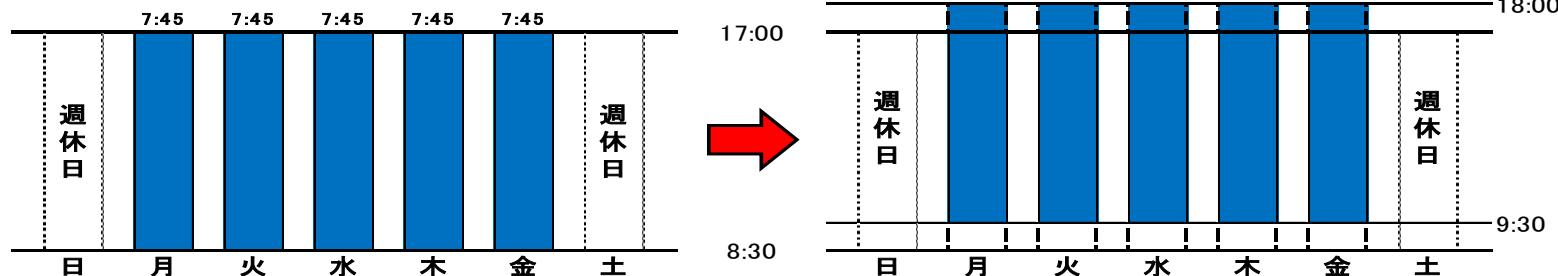
- (1) 授業及び学校行事に支障がないこと。
(自習や課題対応は、認められない)
- (2) 教科、学年及び校務分掌に係る業務に支障がないこと。
- (3) 部活動及び生徒指導に係る業務に支障がないこと。
- (4) 窓口及び電話対応に係る業務に支障がないこと。
- (5) その他校務の運営に支障がないこと。

フレックスタイム制について

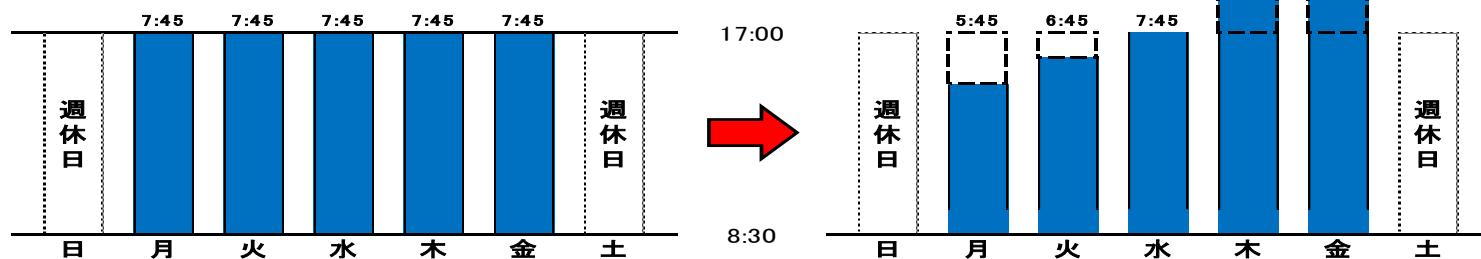
【戸田市教育委員会学務課】

【勤務時間の割振り例】

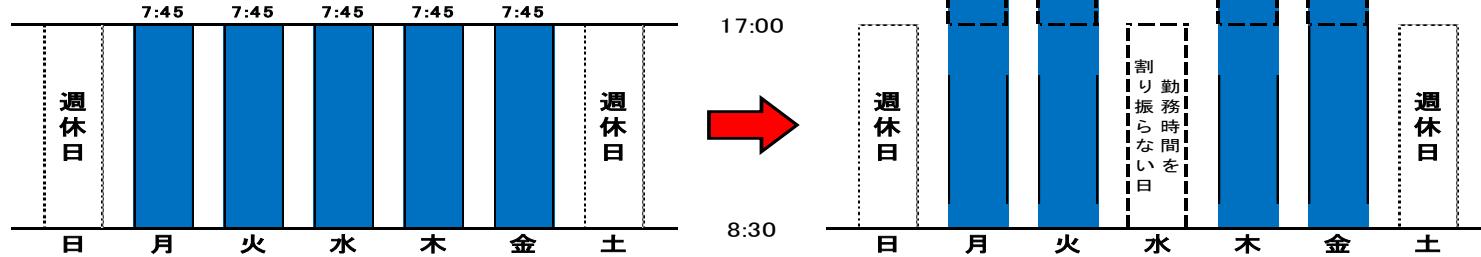
例1：1日の勤務時間は変更せず、始業時刻及び終業時刻のみ変更する場合



例2：1週間の中で勤務時間を弾力的に割り振る場合



例3：週休日のほかに勤務時間を割り振らない日を設ける場合



戸田市学校運営協議会規則の一部を改正する規則（案）

戸田市学校運営協議会規則（平成30年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2）業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。

第8条第2項中「前項第1号から第5号まで」を「同項第1号から第6号まで」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

【改正経緯】

近年、教職員の長時間勤務が深刻な課題となっており、質の高い教育を維持するためには、学校内部の努力のみならず、地域社会の理解と協力による「学校の働き方改革」が不可欠となっている。

これを受け国は令和8年4月1日施行で「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、給特法）」及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、地教行法）」の改正を行う。

給特法の改正により、服務監督教育委員会に対して教員の業務量管理・健康確保措置を実施するための計画の策定・公表、計画の実施状況の公表が義務付けられる。

地教行法の改正により、学校運営協議会を置く学校について、校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている「学校運営に関する基本方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容が追加される。

【改正概要】

校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に「業務量管理・健康確保措置の実施」に関する内容を含める（地教行法第47条の5関係）。

戸田市学校運営協議会規則新旧対照表

改正前	改正後(案)
第1条～第7条 (略) (学校運営に関する基本的な方針)	第1条～第7条 (略) (学校運営に関する基本的な方針)
第8条 校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。 (1) (略)	第8条 校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。 (1) (略) <u>(2) 業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。</u> <u>(3)～(7)</u> (略)
2 前項に規定するもののほか、校長は、毎年度、 <u>前項第1号から第5号まで</u> に掲げる事項に係る前年度の運営実績に関し協議会に報告するものとする。	2 前項に規定するもののほか、校長は、毎年度、 <u>同項第1号から第6号まで</u> に掲げる事項に係る前年度の運営実績に関し協議会に報告するものとする。
3 (略)	3 (略)
第9条～第15条 (略) 附 則 (略)	第9条～第15条 (略) 附 則 (略) <u>附 則</u> <u>この規則は、令和8年4月1日から施行する。</u>

戸田市立学校の教職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画（案）

令和8年4月1日

戸田市教育委員会

目 次

1 計画の趣旨及び目的	p 1
2 教職員の現状	p 2
3 目標	p 4
4 目標達成に向けた4つの視点	p 4
5 目標達成に向けた4つの視点に係る主な取組(詳細)	p 4
6 フォローアップ	p 9
7 今後の進め方	p 10

1 計画の趣旨及び目的

戸田市教育委員会では、令和2年4月に「戸田市 学校における働き方改革基本方針」を2年間の方針として策定した。その後、目標達成に向けた4つの視点を持ち、その達成に向け取り組んできた。しかしながら、令和3年度における時間外在校等時間が年360時間以内の割合について、小学校44.9%、中学校44.2%（小・中ともに休日を含む）となり、目標達成には至らなかった。

令和4年8月には、当初の方針の性格を引き継ぐとともに、目標達成に向けた5つ視点で課題解決のための各施策を整理し、3年間の基本方針として改定（以下、「基本方針」という。）した。令和6年度における時間外在校等時間が年360時間以内の割合について、小学校76.0%、中学校28.6%（小・中ともに休日を含む）となった。本市においても例外ではない教師不足による影響や、コロナ禍が明け、様々な教育活動が再開されたことなどもあり、目標達成には至っていない。

教職員が健康を害すれば、その家族や子供たちへの影響は計り知れない。教職員にとって、毎日心身ともに健康で、子供たちの前に立ち、授業やその準備をはじめとした専門性に基づく教育活動に全力で専念することが必要である。そのことにより、学校教育の質の維持向上を図るという考え方は、戸田市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置計画（以下、「計画」という）において、基本方針の策定当初より変わりなく継承するものである。また、学校における働き方改革は、教師を取り巻く環境整備の一つであり、産官学や地域住民、保護者等の学校関係者が一体となり進めることで、一層の推進が期待できることは言うまでもない。

前「基本方針」の目的は、「学校関係者が一体となって働き方改革を推進し、教育の質の維持向上を図る」としていたが、「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」において、教師を取り巻く環境整備の最終的な目的は、『全ての子供たちへのよりよい教育の実現』と示され、令和7年4月1日改定された埼玉県の学校における働き方改革基本方針においても、これを踏まえ目的を定めている。

そのため、本計画の目的を「学校関係者が一体となって学校における働き方改革を推進し、子供たちへのよりよい教育を実現する」とし、より一層、学校教育の目的を意識するとともに、保護者・地域の理解・協力を得ながら、教育委員会と学校が連携して取り組める計画とする。

なお、公立義務教育書学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条において、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に即し、業務量管理・健康確保措置実施計画を策定することとされている。この計画と、これまでの「戸田市学校における働き方改革基本方針」については、目的や実効性のある計画を示すことなど、同様の性質であるため、これまでの方針を本計画に統合することとする。

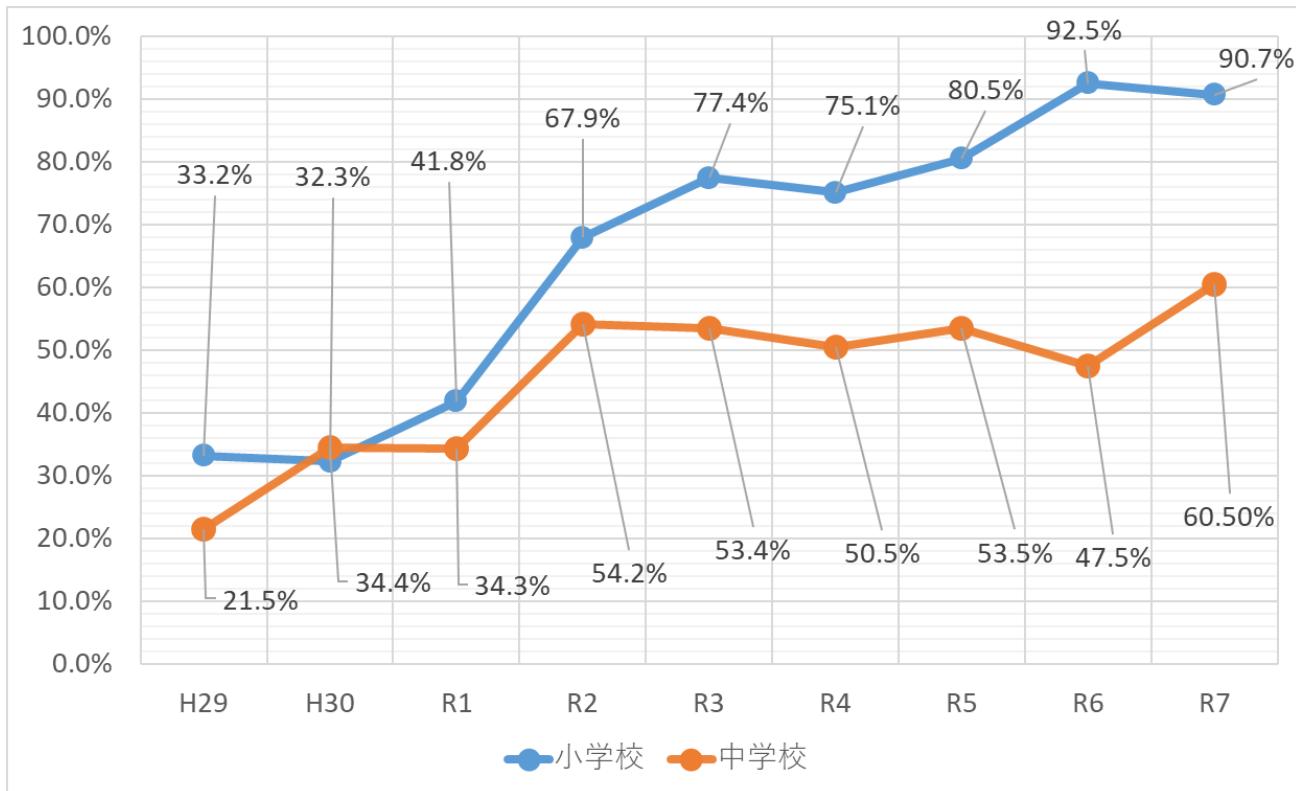
2 教職員の現状

埼玉県教育委員会が実施した勤務状況調査の結果及び、戸田市教育委員会実施の教職員の勤務状況調査の結果は以下のとおりである。(埼玉県教育委員会が実施した平成28年6月実施の勤務状況調査の結果は、時間外在校等時間の概念がなく算出方法が異なるため参考値である。また、調査の実施、結果公表がないものについては空欄としている。)

表1 1ヶ月の時間外在校等時間が45時間以内の教職員の割合（6ヶ月期）

小学校										
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
戸田市		33.2%	32.3%	41.8%	67.9%	77.4%	75.1%	80.5%	92.5%	90.7%
埼玉県	23.3%			34.9%		40.8%	44.7%	55.1%	71.4%	73.9%
中学校										
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
戸田市		21.5%	34.4%	34.3%	54.2%	53.4%	50.5%	53.5%	47.5%	60.5%
埼玉県	20.4%			20.5%		33.3%	35.0%	43.3%	53.5%	56.5%

表2 1ヶ月の時間外在校等時間が45時間以内の教職員の割合（グラフ）（6ヶ月期）



全県の結果と比較すると、戸田市の学校における働き方改革については、これまでの取組が進み、小学校、中学校ともに一定の成果が見られる。特に、小学校において1ヶ月の時間外在校等時間が45時間以内の教職員の割合の増加幅が大きい。中学校においても、令和7年度については、これまでの調査結果において、最も高い割合となっており、学校内での取組が進んでいることが考えられる。

また、コロナ禍において、全国的にGIGAスクール構想の加速化や、学校における

業務の見直し・効率化が図られ、本市においても、令和2年度・3年度については、臨時休業の影響がありながらも成果が見られた。一方で、コロナ禍が収束に向かう中では、通常の教育活動の再開に伴い、中学校において令和2年度から令和5年度において横ばいの傾向が見られた。令和7年度においては、それまでの課題を踏まえ、各中学校において取組が推進され、改善傾向にある。

表3 時間外在校等時間の累計が360時間以内の教職員の割合（小学校）

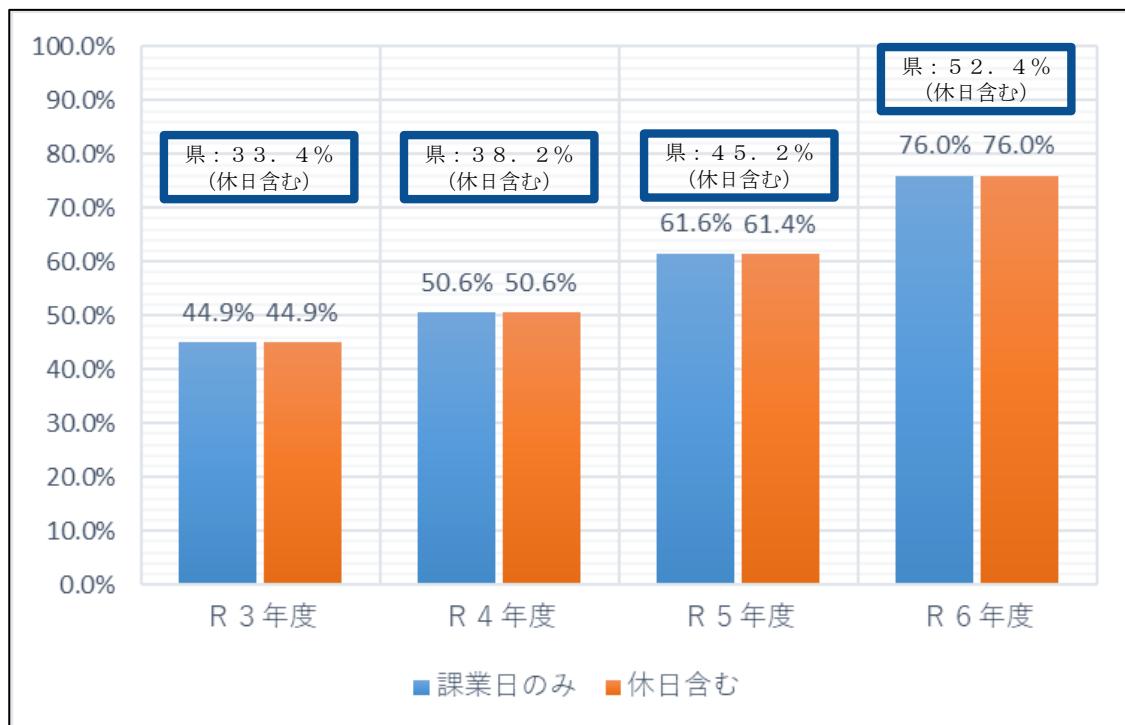
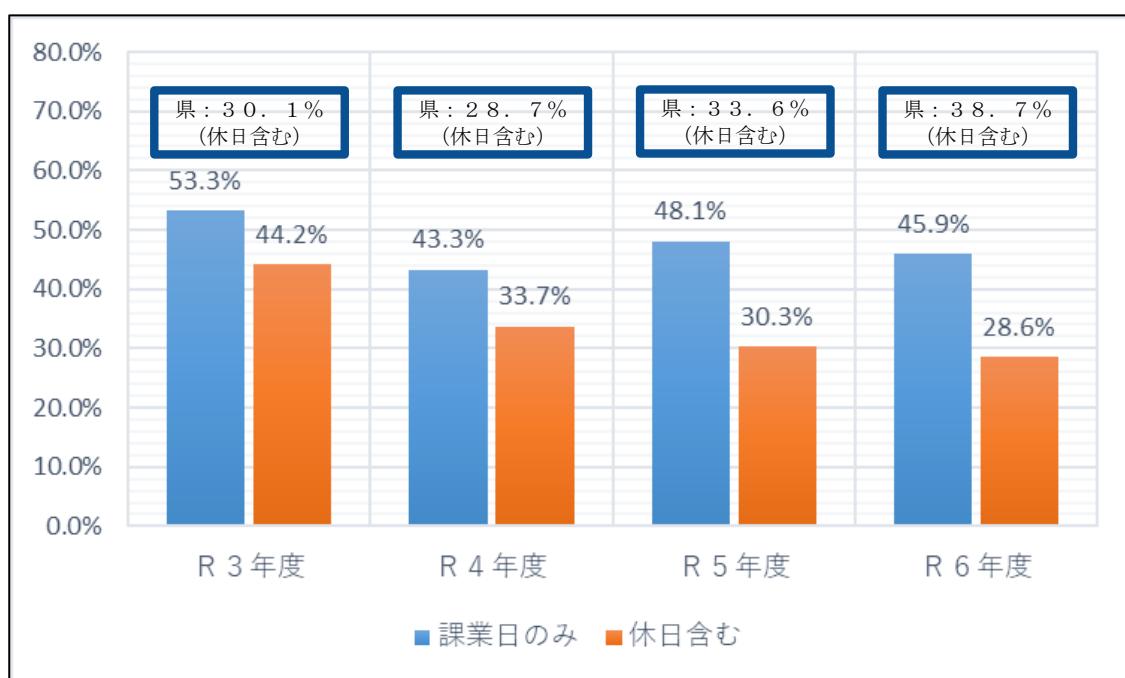


表4 時間外在校等時間の累計が360時間以内の教職員の割合（中学校）



小学校においては、1ヶ月の時間外在校等時間が45時間以内の教職員の割合の高まりに比例し、時間外在校等時間の累計が360時間以内の教職員の割合も高まっている。

一方で、中学校においては、休日を含む場合の時間外在校等時間の累計が360時間以内の教職員の割合が、令和5年、6年において県平均よりも低い結果となっている。新型コロナウイルス感染症の収束により、部活動をはじめとする制限を受けてきた教育活動が再開された影響が結果として表れていると考えられる。

3 目標

前「基本方針」に対して、「2 教職員の現状」からもわかるとおり、目標を達成することができなかった。また、目的として掲げる「子供たちへのよりよい教育の実現」につなげるためには、教職員が心身ともに健康であることが大前提である。そのため、引き続き時間外在校等時間に係る目標を掲げるとともに、時間だけでは推し量れない、教職員としての『働きやすい』『働きがいがある』職場環境の確立」を新たな目標として設定する。

教職員の時間外在校等時間の上限時間

- (1) 1か月の時間外在校等時間について45時間以内
- (2) 1年間の時間外在校等時間について360時間以内（月平均30時間）
- (3) 「働きやすい」「働きがいがある」職場環境の確立

時間外在校等時間の縮減にむけて、実効性のある取組を推進しつつ、教職員にとっても魅力ある職場環境を確立させ、子供たちへのよりよい教育の実現を目指す。目標や取組については、その達成状況等を踏まえ、概ね2年に1度見直すものとする。

（用語等についてはP.12に記載）

4 目標達成に向けた4つの視点

- (1) 教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現
- (2) 教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立
- (3) 教職員の健康を意識した働き方の推進
- (4) 保護者や地域の理解と連携の促進

教諭等の業務内容は学習指導、生徒指導、進路指導、学級経営、学校運営業務等、多岐にわたる。これらの中には、業務範囲が曖昧なものや、教職員が担う必要のない業務も含まれている。目標を達成するためには、文部科学省が示した「学校・教師が担う業務の3分類*」を踏まえ、必ずしも教職員が担う必要のない業務は外部人材を活用することで教職員の業務から切り離す、効果的に業務を遂行するためにICTを活用するなど、DXやTxの考え方を取り入れ、実践することが不可欠である。

また、「職場の心理的安全性*」、「良好な労働環境」、「保護者や地域との信頼関係」、「子供の成長実感」を観点とした「教師のウェルビーイング*」の考え方を取り入れ、上記の4つの視点を「取組の柱」とする。

5 目標達成に向けた4つの視点に係る主な取組(詳細)

※各取り組み内容については、これまでに実施し一定の成果を上げているが本市として引き続き取り組んでいく。その中で「◎」を付した項目については、市教育委員会が重点として取り組むものとしている。

※「学校・教師が担う業務の3分類」に示された19の業務例については、該当する番号を実施主体の後に、丸数字・太字・斜体①～⑯で示す。

(1) 教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現

①教育条件整備

□学校への調査等の縮減の推進【市】⑥

市が行う学校への調査については、調査回数や項目の見直し、削減、簡略化を測り、学校の負担軽減となるよう取り組む。

□スクラップの徹底【市】【学校】

スクラップアンドビルトを原則とし、業務改善を図る。教育委員会、各学校において、教育効果を踏まえながら、スクラップに取り組む。

□負担軽減につながる校務分掌等の割り振り【学校】

負担の多い校務分掌を複数で担当する、校内組織へ校務分掌を割り振る等により、個人にかかる負担を軽減(分散)できるようにする。

□「学校部活動の在り方に関する方針」の厳守【◎市】【学校】⑬

各中学校においては、「埼玉県の学校部活動の在り方に関する方針」を踏まえた「戸田市部活動方針」に則った取組を徹底する。また、活動に課題が見られる場合は、教育委員会により、方針の厳守を働きかける。

□関係団体等が主宰する大会、コンクール等の縮減の要請【市】

関係団体等が主催する文化的行事、体育的行事等(展覧会、大会、記録会等)について、厳選、縮減、廃止等の見直しを図るよう働きかける。また、週休日に実施されるものについては、学校職員を運営要員としないよう求めるとともに、学校職員の負担軽減を図るよう働きかける。

□「ノーベル活動デー」の設定【学校】

各中学校で状況を踏まえた「ノーベル活動デー」を設定、実施することで教員の負担軽減を図る。

□市教育委員会主催の教職員研修等の焦点化【◎市】

教育委員会が主催する研修及び会議等について国・県の動向や、学校のニーズ、課題等に応じて計画するとともに、研修内容等に応じてオンラインでの開催についても検討する。また、研修により若手教職員をはじめとする指導技術、教材研究等のスキルアップを図り、やりがいの実感、授業づくりや校務分掌等にかかる時間削減、効率化による負担軽減、業務量削減を支援する。

□少人数学級編制の推進・拡大【市】

中学校の生徒の実態を考慮し、中学校での少人数学級編制を段階的に実施する。

②校務DX・TX*の推進

□ペーパーレスの推進【市】【学校】⑥

会議資料や研修資料のペーパーレス化を推進する。調査やアンケートの回答につ

いても、電子化やオンライン上での回答にするなど、保護者、教職員の負担軽減を図る。

□採点支援システムの導入【市】⑯

中学校への採点支援システムの導入を推進する。

□学校部活動の改革【◎市】⑬

休日の学校部活動について、改革推進期間における地域展開を推進する。改革実行期間においても、国、県の動向を注視し、関係機関との連携を密に、部活動の地域展開を推進し、教員の負担軽減を図る。

□校務支援システム*の活用促進【市】⑧

校務支援システムの様式変更等に伴うシステム改修等に適切に対応し学校の校務が滞りなく遂行されるよう支援する。

また、システムの運用に際して学校の負担が生じないよう、各学校の実情に応じて支援する。

□学習指導案や教材等の共有【◎市】【学校】

県のホームページ等に掲載されている優れた授業実践、教材、指導案等、実践事例を積極的に共有する。各学校においては、校内における実践事例についても共有し、授業準備に掛ける時間を削減することで、負担軽減を図る。

□学校徴収金の効率化推進【市】【学校】③

学校で取り扱う各種徴収金について、教育委員会と学校とが連携しながら実情に応じた、集金、支払い等のシステムの検討・導入等により負担軽減を図る。

③外部人材の活用／教職員のスキルアップ支援

□スクールカウンセラー等の配置【◎市】⑯

多様な児童生徒や保護者の悩み等への対応のため、県のスクールカウンセラーに加え、市費によるスクールカウンセラーの配置、教育センターへの臨床心理士の配置を継続する。

□教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置【◎市】⑦⑯⑯⑯

教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）を全校に配置するとともに、有効に活用するための「教員業務支援員との協働事例集」の周知し、効果的な活用が図られるよう働きかける。また、教員業務支援員の研修を開催し、各校におけるグッドプラクティス等の情報交換を行い、より効果的な配置となるよう努める。

□部活動指導員等の配置拡充【◎市】【学校】⑬

教育委員会、各学校の連携を密にし、部活動顧問の状況等の把握に努め、部活動指導員の積極的な配置を推進するとともに、教員の働き方改革に資する取組となるよう働きかける。あわせて、民間委託による部活動サポート業務も取り組む。

□教育委員会ロイヤーの配置【◎市】【学校】⑤

教育委員会や学校における様々な課題に対応するため、問題解決支援、予防的支援、研修支援等、法的な視点から支援をする専門家（弁護士）を配置する。

□多種多様な人材の配置【◎市】⑯

スペシャルサポートルームの運営の委託や、特別支援学級の補助員、理科支援員等の配置など、教員の業務の負担軽減に資する人材の配置を推進します。

④国や県、関係団体等への働きかけ等

未配置・未補充の解消等【**◎市**】

未配置・未補充解消のため、組織横断的に取り組む。特に、産前産後休暇、育児休業等を取得する教職員の状況について早期に把握し、年度途中に妊娠・出産が分かった場合でも未補充が生じないよう、努力する。

実践事例集の周知活用【市】

「埼玉県業務改善スタンダード（小学校版・中学校版）」等を各学校に周知し、学校の実情に応じて活用するよう働きかける。

（2）教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立

①働きやすい職場環境の整備

「退校時間」の設定【学校】

各学校においては、状況を踏まえて退校時間を設定し、退校時間に対する意識を高めることで、教職員の健康管理を図る。

週休日の振替や休暇等の確実な取得【市】【学校】

週休日の振替の原則は1日単位であることを周知し、原則4週につき8日の週休日を設けることを校長会議や学校訪問等の機会において指導徹底する。引き続き、週休日の振替や休暇等の取得しやすい職場環境の整備を推進する。

余白創出のための日課表等の見直し【学校】

授業準備や採点業務、校内研修等の時間を確保するため、余剰時数の削減や日課表の見直し等により、余白創出に取り組む。

②教員としての充実感の向上

子供と向き合う時間の確保【**◎市**】【学校】

児童生徒と向き合う時間を確保し、教職員のウェルビーイングを高めることは、よりよい教育の実現に不可欠であるため、業務の効率化を推進する。

管理職のマネジメント力向上【**◎市**】【学校】

職場の心理的安全性の確保、働きやすい職場環境の確立、教職員の働きがいを高められるよう、管理職のマネジメント力向上を図る。

心理的安全性の確保【**◎市**】

心理的安全性を高め、組織力を高められるよう管理職に対して会議や研修等の機会を通じて、職場環境の改善に向けた取組の共有や働きかけを行う。

教頭、主幹教諭等の業務改善【市】

時間外在校等時間が多い、教頭、主幹教諭等の業務改善について、好事例等を周知するとともに、各学校の実情に応じて活用するよう働きかける。

③柔軟な働き方の推進

子育て・介護等に関する休暇・休業等の取得【市】【学校】

出産・育児及び介護等に関する休暇・休業制度や児童手当、育児休業手当などの給付制度等、教職員に周知し多様な働き方を支援する。

④ストレスチェック等の活用促進

□ストレスチェックの集団分析の活用【◎市】【学校】

ストレスチェックの集団分析結果について、時間外在校等時間の相関を検証するなど、学校における働き方改革の推進に資する活用を進める。また、学校における働き方改革の推進、心理的安全性が確保された職場環境づくりのため、ストレスチェックの活用に関する研修を実施する。

□管理職向けの研修等の充実【市】

働きやすい環境をつくるため、時間外在校等時間の長い職員に対する個別面談など、適正な支援ができるよう、管理職向けの研修や働きかけの充実を図る。

(3) 教職員の健康を意識した働き方の推進

①労働安全衛生法に基づく職場改善

□各学校の衛生委員会の開催【市】【学校】

各学校の衛生委員会について、労働安全衛生法に基づく委員選出や会議の開催・運営等を徹底する。

②「勤務管理システム」*に基づく学校支援

□管理職への働き方改革に関する情報の積極的提供【市】

全ての管理職が高い意識で取り組めるよう、労働基準法や地方公務員法などの関係法令に基づき、適切な運用をする責務があることについて、機会を捉えて指導する。

□面接指導の勧奨、適切な措置【市】【学校】

長時間勤務や高ストレスの教職員に対して、健康管理医等による面接指導を勧奨するとともに、その結果に基づく適切な措置を講ずる。

③健康管理の推進

□先行事例の紹介や業務改善会議の開催等の働き掛け【◎市】

各学校に対し、働き方改革の先行事例・好事例の紹介を積極的に行う。また、各学校の状況を踏まえ、業務改善会議の開催等の働き掛けを行う。

(4) 保護者や地域の理解と連携の促進

①学校における働き方改革に関する理解促進

□「戸田市部活動方針」の適切な運用及び周知【◎市】【学校】⑬

「戸田市部活動方針」に基づいた適切な運用に努めるとともに、引き続き生徒及保護者へ周知し、理解促進を図る。

□学校閉庁日の設定と周知【市】【学校】

休暇取得を促進するために、8月11日から8月16日までと、11月14日の県民の日を「学校閉庁日」として設定する、教職員が安心して休めるよう緊急連絡先等の周知など、緊急対応に配慮するよう働き掛ける。

□学校運営協議会の活用【学校】①②④⑪⑫⑬⑰

学校運営協議会において「学校における働き方改革」について共通理解を図り、

家庭・地域と学校が協力して働き方改革について取り組めるよう働きかける。そのために、校長が学校運営協議会に承認を得ることになっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。

□コミュニティ・スクール研修会等の実施【市】①②④⑪⑫⑬⑯

「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を一体的に推進し、地域全体で子供たちを育てる意識を醸成するため、コミュニティ・スクール研修会等を開催し、「学校における働き方改革」の目的の浸透を図る。

□留守番電話の設置・活用【市】【学校】

勤務時間外の電話対応に係る教職員の負担軽減に向け、留守番電話の設置を継続します。設置の目的や緊急時の対応など、活用についての保護者、地域住民等への理解促進を図る。

□地域ボランティアの活用【市】【学校】①②④⑪⑫⑬⑯

既存の組織等を活用した地域ボランティアの支援を呼びかけより教職員の負担を軽減する。その際、学校応援コーディネーター等が中心となって、学校での活動支援の依頼や取りまとめ、調整等を行えるよう協力を依頼する。

□地域等の連携を生かした子供たちの実社会からの学びの充実【市】【学校】

学んだことを実社会で生かすことを目的に、地域や社会の人的・物的資源を活用した実社会からの学びを充実していく。

6 フォローアップ

学校における働き方改革の取組を着実に実施していくため、業務改善の取組を促進し、以下のフォローアップを行う。

●総合教育会議における学校における働き方改革の計画、実施状況の共有

教育委員会において「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表、計画の実施状況の公表をするとともに、総合教育会議において、学校における働き方改革の進捗状況等について報告する。教育委員会と首長部局が一体となって、学校における働き方改革の促進に向けた取組を検討、実践に取り組む。

●長時間勤務が常態化した職員への市教育委員会によるヒアリング及びの助言

長時間勤務が常態化した職員に対し、教育委員会職員による面談を実施する。長時間勤務になっている原因分析や、改善策について該当者本人や、管理職へのフィードバックを通して、長時間勤務の改善を図る。

●取組状況の「見える化」の促進

教育委員会及び各学校において、教職員の在校等時間の客観的な把握を徹底するとともに、働き方改革の取組の状況及び目標達成の状況の公表等による「見える化」を推進する。

●市民、保護者等の理解促進

ホームページや便り等を活用し、「学校における働き方改革」の取組について、市民、保護者等の理解促進を図る。

●授業や校務等に対する支援体制の強化と学校現場の継続した環境整備

各学校の課題に応じて教育業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）、スクール

カウンセラー、さわやか相談員、学習支援員、教育支援員や特別支援学級補助員等を配置していくことで、支援体制の強化を図っている。また、環境整備として、校務員を各校に配置し、学校設備の簡易な補修及び整備、学校事務のサポート等を行う。併せて、校務等に活用できるＩＣＴ機器や校務支援ソフト等の積極的な導入・改善を図る。

●アンケート等の実施と結果分析による取組状況の評価・改善

本計画から目標に『働きやすい』『働きがいがある』職場環境の確立を掲げており、定量評価が難しい状況である。そのため、アンケート等の実施により、定性評価により取組状況を検証し、改善策等の検討を進める。

7 今後の進め方

戸田市教育委員会及び戸田市立小・中学校においては、本計画に基づき、引き続き学校における働き方改革を推進していく。

今後の進め方については、目標達成のために学校関係者の理解・協力を得ながら本計画に示す取組を着実に進め、一層の時間外在校等時間の縮減を推進することにあわせ、教職員の「働きやすい」「働きがいがある」等の職場環境の確立を推進する。

また、これまで以上に教職員一人一人の勤務状況に目を向けて、「誰一人取り残さない学校における働き方改革」として取り組んでいく。そのために、「チームとしての学校」が業務を協働していくことを基本的な考え方とし、突発的な対応等によりやむを得ず業務の偏りが発生した教職員、長時間勤務している教職員、その傾向にある教職員の総業務量・具体的な内容を把握し、組織的な解決を目指していく。

【参考資料】用語の解説 本編中、*で記した用語の解説をしています。

行	用語	説明	頁
あ	ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念のこと。	4 7
か	学校・教師が担う業務の3分類	平成31年の中央教育審議会答申で示した、学校及び教師が担う業務の明確化・適正化のために、業務の考え方を整理したもので、令和7年に更新された。「学校以外が担うべき業務」、「教師以外が積極的に参画すべき業務」、「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」の3つに分類・整理した表	4
	校務支援システム	生徒の個人情報、成績、出席状況、また、教職員の服務などを一元管理することで、事務作業を効率化し、業務負担を軽減するためのシステムのこと。	5
か	校務DX・TX	学校業務のデジタル化を推進することで、教育の質の向上を高めるとともに学校運営の効率化を図る取組。 TXとは、「タスクトランスフォーメーション」の略称で、デジタルを前提として人と機械が行うタスク、仕事を振り分けること。	5
	時間外在校等時間	在校等時間から正規の勤務時間を引いた時間 ※在校等時間とは、在校している時間から休憩時間と勤務時間外の自己研鑽等の時間を引いた時間 ※在校等時間には、校外での引率、研修等を含む。	1, 2 3, 4 7, 10
さ	心理的安全性	組織の中で自分の考えや気持ちを、誰に対しても安心して発言できる状態を表す度合いのこと。 組織行動学の専門家として知られるエイミー・C・エドモンドソンが1999年に提唱した心理学用語で、「チームの他のメンバーが自分の発言を拒絶したり、罰したりしないと確信できる状態」と定義される。	4 7

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する 特別措置法等の一部を改正する法律の概要

令和7年10月15日
教師を取り巻く環境整備特別部会
(第 3 回)
参 考 資 料 4

趣旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び

指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

概要

1. 学校における働き方改革の一層の推進

(1) 教育委員会における実施の確保のための措置

- 教育委員会に対し、文部科学大臣が定める指針に即して、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置(業務量管理・健康確保措置)を実施するための計画(業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。)の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- 計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- 計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

→ 給特法第8条関係

2. 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとする。

→ 学校教育法第27条、第37条関係

3. 教員の処遇の改善

(1) 高度専門職にふさわしい処遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額の4%から10%まで段階的に引き上げる。

※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

→ 給特法第3条関係

施行期日

1及び2については、令和8(2026)年4月1日

3については、令和8(2026)年1月1日

→ 附則第1条関係

(2) 学校における実施の確保のための措置

- 公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。

→ 学校教育法第42条関係

- 公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。

※学校運営協議会を置く学校

→ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5関係

(2) 職務や勤務の状況に応じた処遇の実現

- 義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする(学級担任への加算を想定)。

→ 教育公務員特例法第13条関係

- 指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。

→ 給特法第3条、第5条関係

公立義務教育書学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条において、教育委員会は文部科学大臣の定める方針に即し、服務を監督する教職員に係る業務量管理・健康確保措置実施計画（以下、計画という。）を策定することとされている。

この計画と、これまでの「戸田市学校における働き方改革基本方針」については、目的や実効性のある計画を示すことなど共通する点が多く、同様の性質であるため、本計画に一本化をする。

1 目的

学校関係者が一体となって学校における働き方改革を推進し、子供たちへのよりよい教育を実現する

2 目標

【時間外在校等時間】月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を100%

【ウェルビーイング】「働きやすい」「働きがいがある」職場環境の確立

3 目標達成に向けた4つの視点

- | | |
|---------------------------|----------------------------------|
| (1) 教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現 | <u>(2) 教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立</u> |
| (3) 教職員の健康を意識した働き方改革の推進 | <u>(4) 保護者や地域の理解と連携の推進</u> |

4 フォローアップ

- (1) 総合教育会議における学校における働き方改革の計画、実施状況の共有
- (2) 長時間勤務が常態化した職員への市教育委員会によるヒアリング及びの助言
- (3) 取組状況の「見える化」の促進
- (4) 積極的な面談とフォローアップ体制の構築
- (5) 授業や校務等に対する支援体制の強化と学校現場の継続した環境整備
- (6) アンケート等の実施と結果分析による取組状況の評価・改善

【成果】

これまでの本市の学校における働き方改革については、市教委の主に制度、環境面の改革に加え、各学校での取組や意識改革により、時間外在校等時間の縮減については、埼玉県の平均を下回り、他市と比べてもトップクラスに少ないなど、一定の成果が現れている。

1ヶ月の時間外在校等時間が45時間を越える教諭の割合

	小学校	中学校
平成28年6月（戸田市）	76.7%	79.6%
令和7年6月（埼玉県）	26.4%	46.5%
令和7年6月（戸田市）	9.3%	39.5%

【計画の重点】

計画の目標達成に向け、「時間外在校等時間」の更なる縮減に加え、「働きがい」を感じられる職場づくりについて、市教委として以下の三点について重点的に取り組む。

※重点に関連する取組については、
計画の項目を「◎」で示している。

教職員研修

- ・研究開発学校の実践と新学習指導要領に向けた動き
- ・学級経営と児童生徒理解
- ・授業づくりと効果的な教材の活用

メンタルヘルス

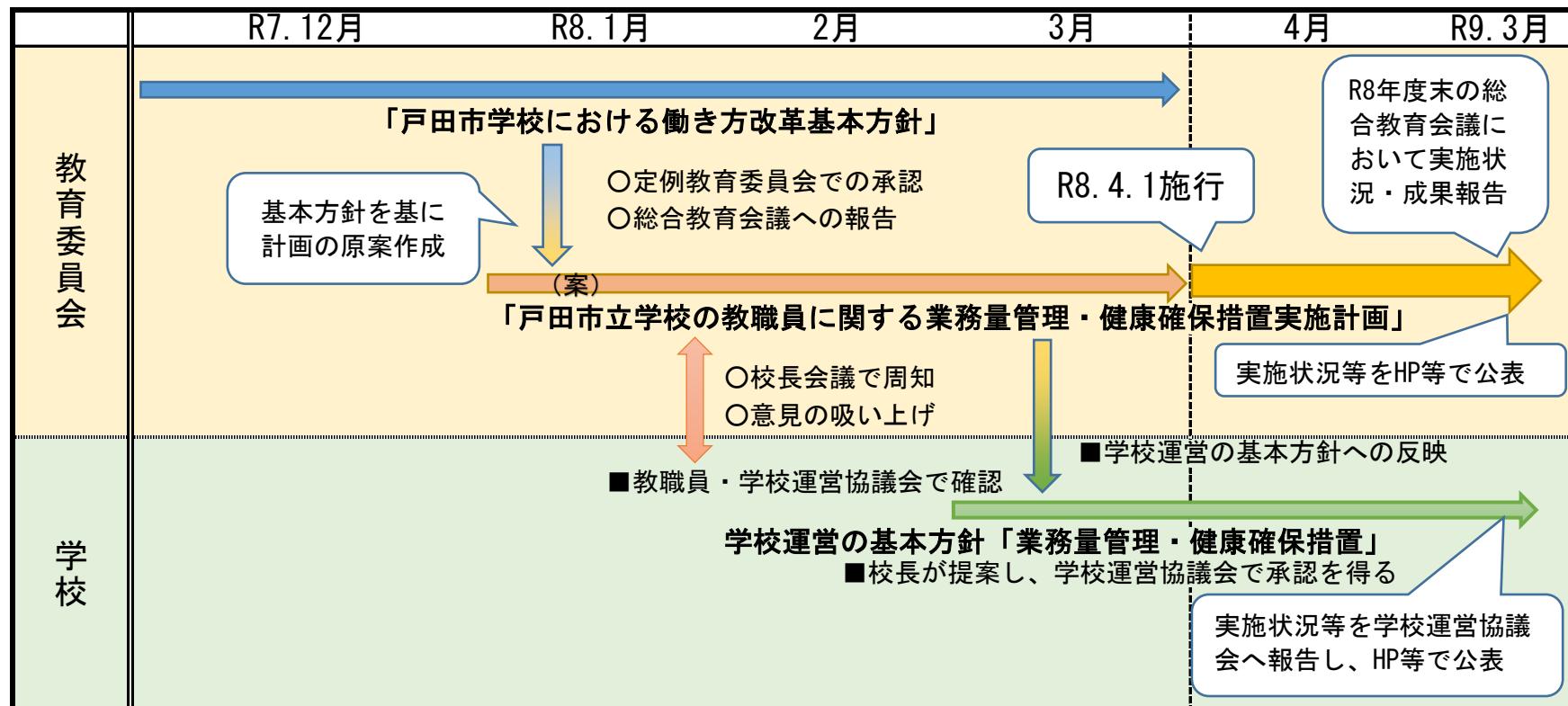
- ・ストレスチェックの活用
- ・管理職向けのメンタルヘルス研修
- ・人材の確保

部活動

- ・部活動指導員の配置
- ・地域展開の推進
- ・教職員の兼職兼業の整理

重点とする取組を含め本計画を基に、戸田市教育委員会としてサーバントリーダシップを發揮し、働き方改革に取り組む

「戸田市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」に係るスケジュール



学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不斷に見直すことが必要。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画



まず取り組めること・
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

2月教育委員会関係【会議】日程表

日	曜日	会議名	内 容	時 間	場 所	主管課
1	日					
2	月					
3	火					
4	水	第3回戸田市子供の体力向上 推進委員会	体力向上に関する研究	15:30~16:30	オンライン	教育政策室
5	木					
6	金	第2回戸田市公民館運営審議 会	「戸田市生涯学習推進ビジョン」の答申(案)につ いて及び令和8年度講座計画(案)について	10:00~12:00	新曽公民館2階 講習会室	生涯学習課
		第3回教育情報マネジメント 研修会	教育情報管理担当者向けの情報マネジメント	15:30~16:30	オンライン	教育政策室
7	土					
8	日					
9	月	第4回戸田市社会教育委員会 議	令和7年度講座実施報告、令和8年度公民館事 業計画(案)等	14:00~16:00	市役所5階 501会議室	生涯学習課
10	火	全国学力・学習状況調査を踏 まえた研修会	学力向上に関する研修会	13:10~16:30	新曽小	教育政策室
11	水					
12	木					
13	金	第4回戸田市小中学校生徒指 導委員会	生徒指導に関する研究	15:00~16:30	教育センター	教育政策室
14	土					
15	日					
16	月					
17	火	学警連第4回役員会	学校と警察による連携のための会議	15:30~16:30	オンライン	教育政策室
18	水	第3回特別支援教育 コーディネーター研修会	特別支援教育コーディネーター向けの研修	15:30~16:30	教育センター	教育政策室
19	木					
20	金					
21	土					
22	日					
23	月	天皇誕生日				
24	火	第2回戸田市立図書館運営協 議会	第2次戸田市図書館ビジョン進捗状況報告及び 令和8年度図書館事業計画の報告等	14:00~16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
25	水					
26	木					
27	金					
28	土					

2月教育委員会関係【行事・講座等】日程表

日	曜日	会議名	内 容	時 間	場 所	主管課
1	日	パルシアターとかみとだおはなし会	上映作品「むかしばなし」 映画と絵本の読み聞かせ	10:30~11:30	あいパル3階 研修室	生涯学習課
		【市民大学講座】 昆虫をさがそう:冬	冬越しをしている昆虫たちをそっと探してみる	13:00~14:30	彩湖自然 学習センター	生涯学習課
		新曽小 開校記念日				
2	月					
3	火	託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、 学習ができるように、保育士が子どもを預かる	①9:30~10:20 ②10:30~11:20 ③11:30~12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
		ヨガでリラックス①	心身に過度な負荷をかけず、リラックスできるヨガを学ぶ	13:30~15:00	美笛公民館	生涯学習課
		茶道講座④(全5回)	茶道(裏千家)を初歩から学び、教養を高める (4回目:全5回)	10:00~12:00	新曽公民館	生涯学習課
		戸田中・喜沢中 スキー教室(～5日)				
4	水					
5	木	託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、 学習ができるように、保育士が子どもを預かる	①9:30~10:20 ②10:30~11:20 ③11:30~12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
		断捨離®講座	断捨離を実施し、住まいと心をすっきりとさせ 人生を豊かにする	14:00~16:00	下戸田公民館	生涯学習課
		リトライ! 英会話～シンプルなフレーズを覚えよう～②	あらためて英会話を基礎から学びなおす	10:00~11:30	美笛公民館	生涯学習課
6	金	ととけっここの部屋	親子で一緒にわらべうたで遊び、絵本の読み聞かせを楽しむ	11:00~11:30	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
		赤ちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。	10:30~11:00	あいパル2階 和室	生涯学習課
7	土	おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	11:00~11:30	中央図書館 読み聞かせコーナー	生涯学習課
		美笛のおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊びなど	10:00~10:30	美笛公民館親子 ふれあい広場	生涯学習課
		スマホ・パソコン質問コーナー	パソコン・スマートフォン・タブレット等の基本操作などの各種IT相談。	9:00~12:00	美笛公民館	生涯学習課
		公民館人生100年応援コース②	あなたの健康寿命、あと何年?生活習慣病は 防げる! 今日からできることを学びませんか?	10:00~11:30	下戸田公民館	生涯学習課
8	日	【市民大学講座】 彩湖周辺の野鳥観察⑤	彩湖に飛来した冬鳥を講師と一緒に観察する	10:00~12:00	彩湖自然 学習センター	生涯学習課
		笛目中スキー教室(～10日)				
9	月					
10	火	託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、 学習ができるように、保育士が子どもを預かる	①9:30~10:20 ②10:30~11:20 ③11:30~12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
		ヨガでリラックス②	心身に過度な負荷をかけず、リラックスできるヨガを学ぶ	13:30~15:00	美笛公民館	生涯学習課
		茶道講座⑤(全5回)	茶道(裏千家)を初歩から学び、教養を高める (5回目:全5回)	10:00~12:00	新曽公民館	生涯学習課
11	水					
12	木	託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、 学習ができるように、保育士が子どもを預かる	①9:30~10:20 ②10:30~11:20 ③11:30~12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
		リトライ! 英会話～シンプルなフレーズを覚えよう～③	あらためて英会話を基礎から学びなおす	10:00~11:30	美笛公民館	生涯学習課
		新曽北小開校記念日				
		戸東中スキー教室(～14日)				
13	金	赤ちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。	10:30~11:00	あいパル2階 和室	生涯学習課

日	曜日	会議名	内 容	時 間	場 所	主管課
14	土	【市民大学講座】現代課題講座	来たる巨大地震に備えて～個人・家庭・地域はどうあるべきか～	14:00～15:30	文化会館3階 304会議室	生涯学習課
		おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	15:30～16:00	中央図書館 読み聞かせコーナー	生涯学習課
		子ども映画会	「ミッキーマウス」62分	10:30～11:45	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
		スマホ・パソコン質問コーナー	・パソコン・スマートフォン・タブレット等の基本操作などの各種IT相談 ・ミニ講座「スマホを活用して日帰り旅行」	13:00～16:00	下戸田公民館	生涯学習課
15	日	かみとだおはなし会	絵本の読み聞かせ、折り紙や工作など	10:30～11:30	あいパル3階 研修室	生涯学習課
		昔の道具を使ってみよう① ～いなほがお米になるまで～	センバコキ、唐箕などの昔の道具を使って、糲から白米になるまでを体験する	10:00～11:30	郷土博物館	生涯学習課
		竹を使ったものづくり	竹を使った工作をする	10:00～12:00	彩湖自然学習センター	生涯学習課
		スマホ・パソコン質問コーナー	・パソコン・スマートフォン・タブレット等の基本操作などの各種IT相談 ・ミニ講座「スマホを活用して日帰り旅行」	13:00～16:00	新曾公民館	生涯学習課
16	月	読書カフェ	1冊の本をテーマにおしゃべりを楽しむ テーマ「雪女」	14:00～15:30	あいパル2階 キッキンスタジオ	生涯学習課
17	火	地元人気店のシェフが教える 冬のイタリア料理～季節の食材を使ったメニュー～	ピッツェリア オオサキ本店のシェフから肉料理、スパゲッティ及びデザートの作り方を学ぶ	10:00～13:00	下戸田公民館	生涯学習課
		ヨガでリラックス③	心身に過度な負荷をかけず、リラックスできるヨガを学ぶ	13:30～15:00	美笛公民館	生涯学習課
18	水	託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる	①9:30～10:20 ②10:30～11:20 ③11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
19	木	リトライ！英会話～シンプルなフレーズを覚えよう～③	あらためて英会話を基礎から学びなおす	10:00～11:30	美笛公民館	生涯学習課
20	金	託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる	①9:30～10:20 ②10:30～11:20 ③11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
		こっこのへや	親子で楽しむ絵本の読み聞かせとわらべうた	10:30～11:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
		赤ちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。	10:30～11:00	あいパル2階 和室	生涯学習課
21	土	公民館人生100年応援コース③	ラジオ体操講座「本気のラジオ体操」	10:00～11:30	下戸田公民館	生涯学習課
		おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	15:30～16:00	中央図書館 読み聞かせコーナー	生涯学習課
22	日	戸田東小 開校記念日				
23	月	天皇誕生日				
24	火	絵本の読み聞かせ広場	絵本の読み聞かせ・紙芝居等	10:30～11:30	下戸田公民館	生涯学習課
		託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる	①9:30～10:20 ②10:30～11:20 ③11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
		ヨガでリラックス④	心身に過度な負荷をかけず、リラックスできるヨガを学ぶ	13:30～15:00	美笛公民館	生涯学習課
		喜沢小開校記念日				
25	水	おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	11:00～11:30	中央図書館 読み聞かせコーナー	生涯学習課
26	木	託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる	①9:30～10:20 ②10:30～11:20 ③11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
		県公立高校入学者選抜（学力検査）				
27	金	みんなでパルるんひろば	前半は絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など 後半は保護者同士の交流や、保健師への相談	10:30～11:30	あいパル3階 軽体育室	生涯学習課
		県公立高校入学者選抜（実技検査・面接）				
28	土	おはなしの部屋	読み聞かせ、昔話などの語り	15:30～16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
		公民館人生100年応援コース④	ラジオ体操講座「本気のラジオ体操」	10:00～11:30	下戸田公民館	生涯学習課

資料 NO. 1

教育委員提案

令和 8 年第 1 回教育委員会(定例会)

令和 8 年 1 月 22 日 (木)

戸田市役所 3 階 教育委員室

1 教育委員提案

ページ

- ① 個別最適な学びとは 1
(教育政策室)

教育委員提案

「個別最適な学び」とは

戸田市教育委員会
教 育 政 策 室

1 「個別最適な学び」とは

文部科学省資料：「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実（イメージ）を引用

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実（イメージ）

主体的な学び

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる

対話的な学び

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考え方を広げ深める

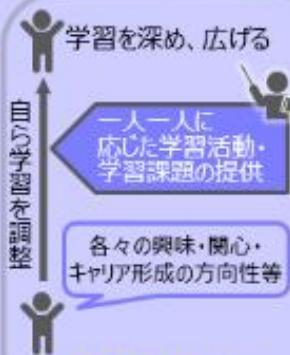
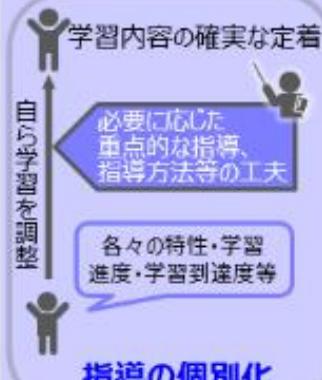
深い学び

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けたりより深く理解したり、情報を精査して考え方を形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考え方を基に創造したりすることに向かう

主体的・対話的で深い学び

学習指導要領 総則 第3 教育課程の実施と学習評価

学習指導要領 総則 第4 児童(生徒)の発達の支援



異なる考え方方が組み合わさりよりよい学びを生み出す



これからの学校には……一人一人の児童(生徒)が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようになることが求められる。

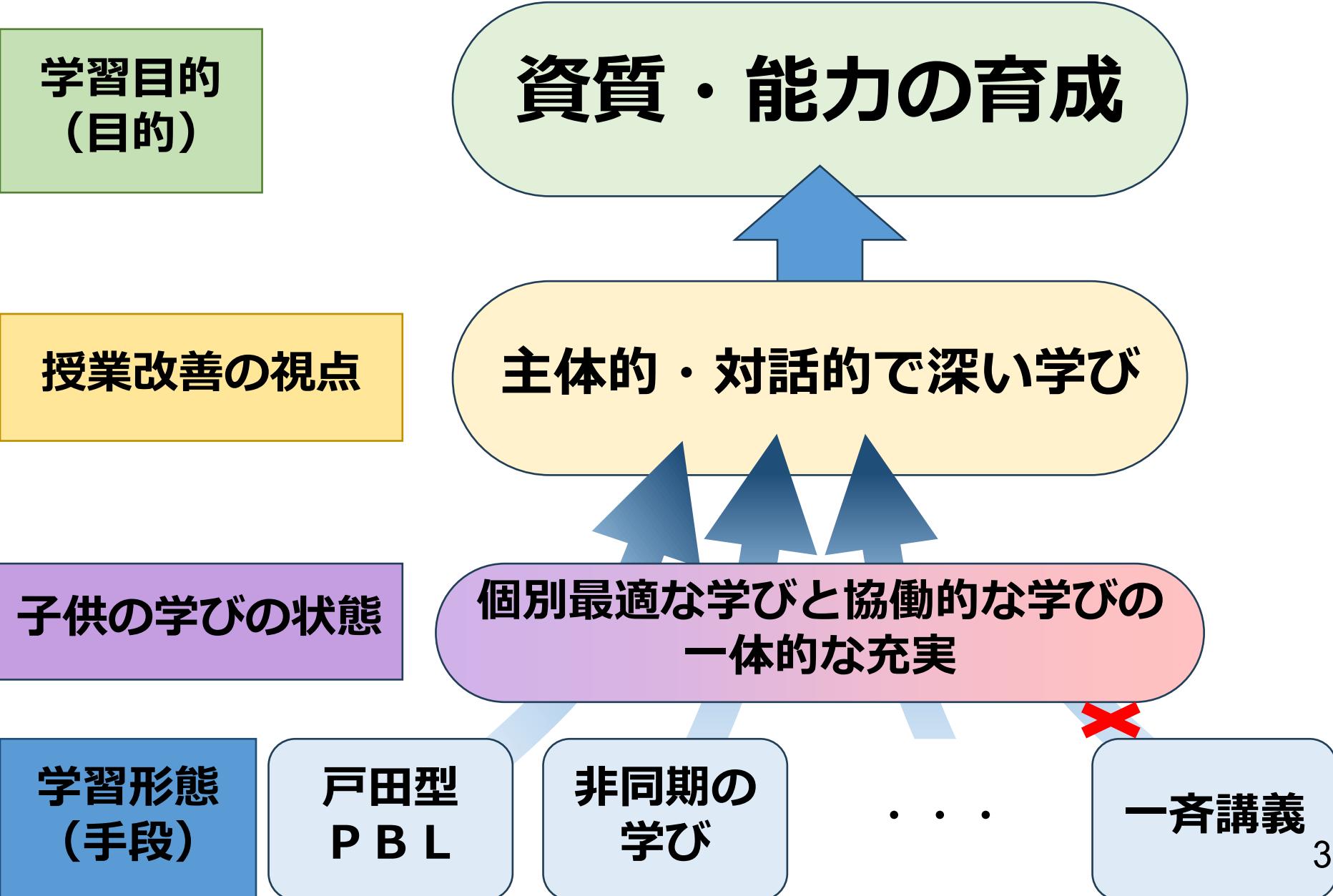
個別最適な学び（教師視点では「個に応じた指導」）

修得主義：個々人の学習状況に応じて学習内容を提供・一定の期間における個々人の学習の状況・成果を重視
の考え方を生かす

履修主義
の考え方を生かす

平成29,30年改訂
学習指導要領 前文

1 「個別最適な学び」とは



1 「個別最適な学び」とは

令和3年1月26日 中央教育審議会 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」（答申）総論解説資料 より抜粋

個別最適な学び【学習者視点】（＝個に応じた指導【教師視点】）

＼子供が自己調整しながら学習を進めていく／

指導の個別化

- ✓ 子供一人一人の特性・学習進度・学習到達度等に応じ、
- ✓ 教師は必要に応じた重点的な指導や指導方法・教材等の工夫を行う



→ 一定の目標を全ての子供が達成することを目指し、
異なる方法等で学習を進める

学習の個性化

- ✓ 子供一人一人の興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じ、
- ✓ 教師は一人一人に応じた学習活動や課題に取り組む機会の提供を行う



→ 異なる目標に向けて、学習を深め、広げる

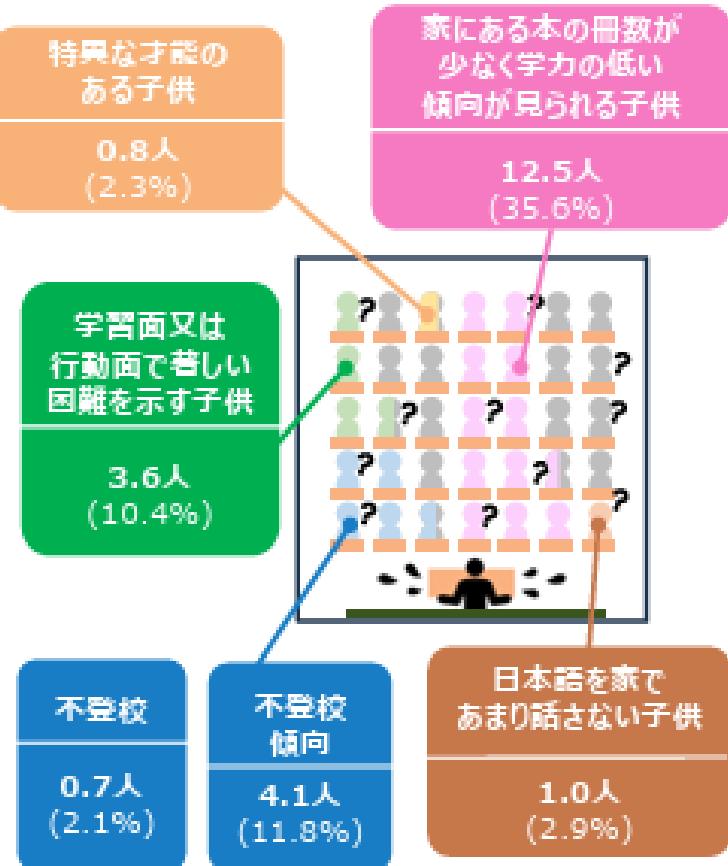
2 「個別最適な学び」が求められる背景

令和7年9月25日中央教育審議会教育課程企画特別部会 教育課程企画特別部会「論点整理」より抜粋

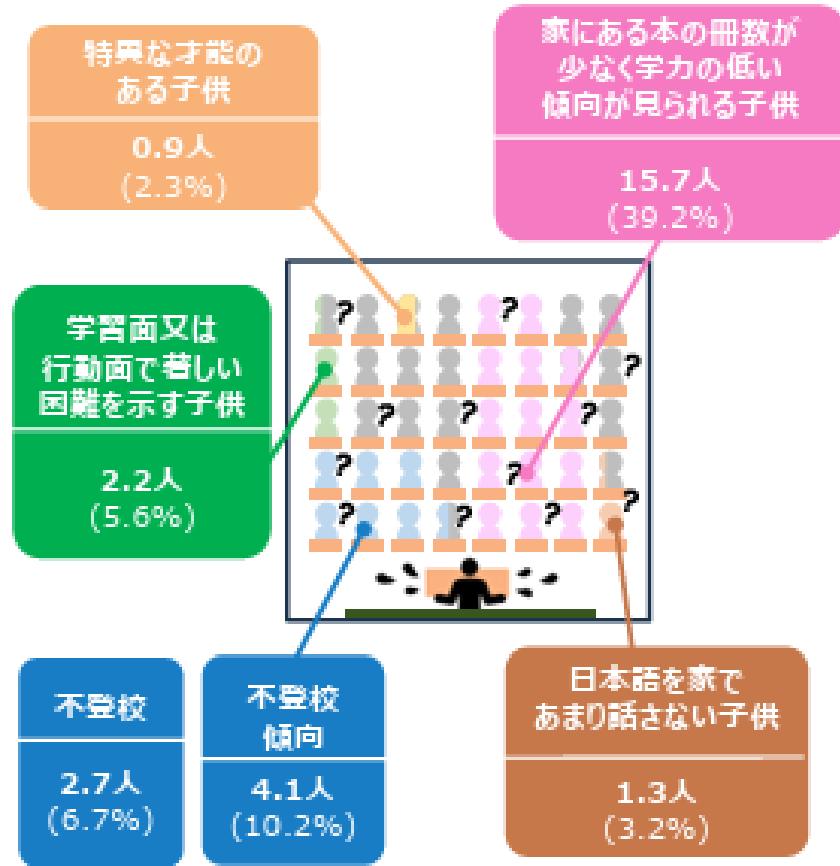
児童生徒の多様性を包摂する必要性（小・中）

- どの学校でも、多様な個性や特性を有する子供が在籍している実態が顕在化。多様性を包摂し、一人一人の意欲を高め、可能性を開花させる教育の実現が喫緊の課題

小学校（35人学級）



中学校（40人学級）



※島数字の出典は開拓参考書P45,46参照

https://www.mext.go.jp/content/20242127-mext_kyoiku01-000039494_03.pdf

2 「個別最適な学び」が求められる背景

① 教室の中にある「多様性」が、以前よりも顕在化された

⇒「学力差・理解の速さの差」「興味関心や得意・不得意の差」「家庭環境・経験値の差」「日本語指導が必要な子供、特別な配慮を要する子供の増加」これらを「同じ内容を、同じ方法で、同じ時間に学ぶ」だけでカバーするとの困難さ。

② 求められる学力観が変わった（知識量 → 資質・能力）

⇒現在重視されている「自分で考え、判断し、表現する力」「状況に応じて学び方を調整する力」は、一斉説明を聞くだけでは育ちにくく、子供自身が考え、選び、振り返る学びが必要。

③ コロナ禍で「同時・同一・一斉」が崩れた

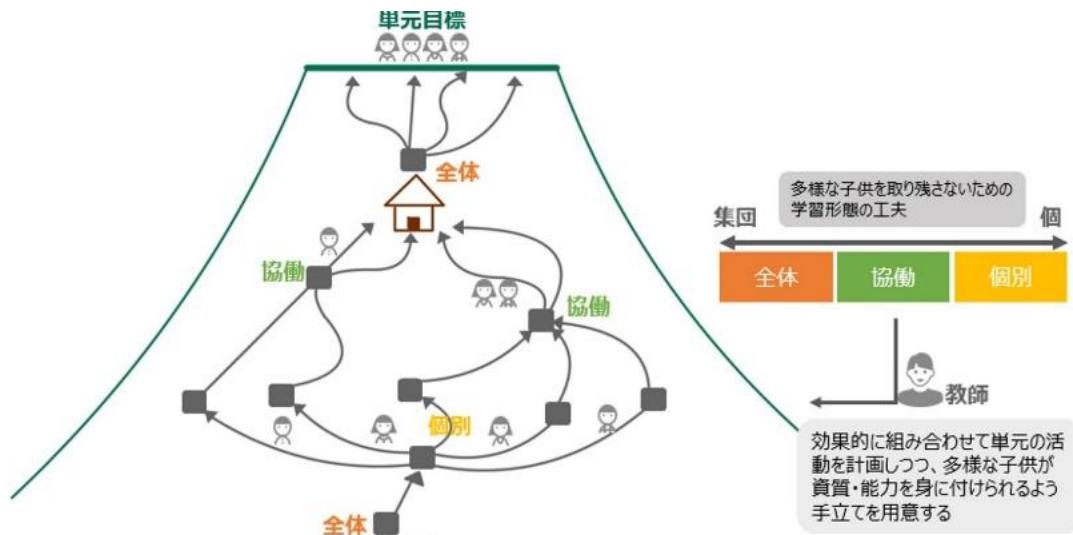
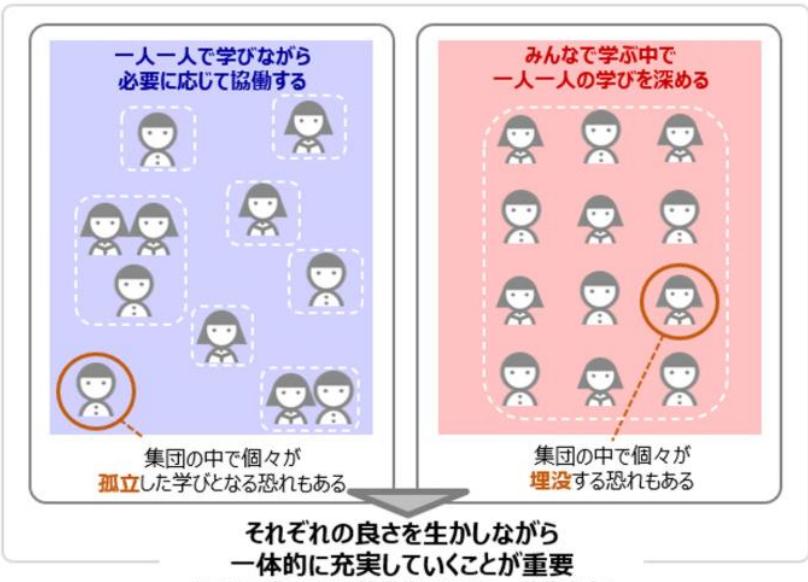
⇒コロナ禍で生まれた、「登校できる・できない」「学習進度が揃わない」「家庭学習の質の差」といった状況から、「全員が同じペースで学ぶことを前提としない学び」「子供自身が学びを調整する力」の必要性が、現場感覚として共有。

④ デジタル学習基盤が整い、「理想論」ではなくなった

⇒GIGAスクール構想により、進度を揃えるための一斉管理から学びを支えるための個別支援へと、授業の設計思想を転換できる条件が整備。

3 「協働的な学び」との一体的な充実

文部科学省「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」のためのサポートマガジン『みるみる』より抜粋



「単元のゴール」（目指す資質・能力）は共通。
「登り方」（個に適した学び方）は人それぞれ。

個別に考える時間と、友達と考えを交流する時間を
行き来しながら、学びが深まっていく往還構造をつくる。

「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥ることがないように、
「協働的な学び」と一体的に充実させる。

4 具体的な事例から～戸田東小の実践より～

文部科学省「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」のためのサポートマガジン『みるみる』より抜粋

「個別最適な学び」の視点

① 子供が自分の理解や課題を意識できる学習設計

課題に取り組む中で、自分はどこまで理解できているか、どこに課題があるかを振り返る場面が設定されており、子供一人一人が自分の学びの状態を意識しながら学習を進めている。

② 学び方を子供が調整できる余地の確保

資料の使い方や考える順序などを一律に固定せず、子供が自分に合った進め方を選べるようにしており、それぞれが理解の状況に応じて学びを調整できるよう工夫されている。

③ ICTを個別最適な学びを支える道具として活用

端末は情報収集や考えの整理、振り返りのために活用され、使用自体が目的化していない。子供が自分の理解を深めたり確かめたりするための支援としてICTが位置付けられている。



「協働的な学び」の視点

① 個々の考えを持ち寄る必然性のある課題設定

一人では答えが一つに定まらない課題が設定されており、友達の考えを聞くことで新たな気付きが生まれる構造となっている。協働が学びを深めるために不可欠なものになっている。

② 協働を通して個別の学びが更新される学習過程

話合いの後に自分の考えに立ち返る時間が確保されており、友達の意見を踏まえて考えを修正・深化させるなど、協働が個々の理解を高めるプロセスとして機能している。

③ 教師が個々の考えをつなぎ、学びを束ねる役割

教師が子供の考えを価値付けたり関係付けたりしながら全体で共有することで、協働的な学びが成立している。子供は集団の中で自分の学びに向き合うことができている。

5 現状の成果と課題、今後について

(1) 成果

各小・中学校の授業において、児童生徒一人一人の理解や状況に応じた支援が行われるようになり、学びの充実が図られてきた。教師が多様な支援策を講じ、個の学びを支える工夫を重ねてきたことで、学習の遅れへの対応や学び直しなどが日常的に行われるようになってきている。

(2) 課題

まず、個別最適な学びについての定義やイメージが正しく定まっていない可能性があり、一人一人の教師が研修等を通して捉えなおしていく必要がある。また、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させる点には課題が残っている。一人一人の学びを的確に見取る場面、互いの考え方の違いを生かして練り上げる場面、自己の考え方の変容を振り返る場面などが薄まっている状況がある。協働を通して個の見方・考え方を更新していく学習過程の充実が、今後の重要な課題である。

(3) 今後について

- ・一人一人の教師の捉えを明らかにするとともに、研修・指導の中で一人一人の教師が自分の言葉で語れるようにしていく。
- ・特定の学習の型を示すのではなく、教室の中で子供一人一人が自分の理解や課題に応じて学びを調整できているかという視点を大切にし、授業改善を進めていく。
- ・個の学びの状況を的確に見取り、それを基に協働的な学びへつなぎ、見方・考え方を深める学習過程の充実を図る。
- ・戸田型PBLやICTの活用は、その実現を支える有効な手段として位置付けていく。⁹

資料 NO. 2

報告事項

令和 8 年第 1 回教育委員会(定例会)

令和 8 年 1 月 22 日 (木)

戸田市役所 3 階 教育委員室

1 報告事項

ページ

- ① 教育行政視察研修の報告について…………… 1
(教育総務課)
- ② 戸田市立小・中学校令和7年度卒業式及び令和8年度入学式等の日程及び参列者について・ 1 1
(学務課)
- ③ 「第5次戸田市教育振興計画(案)」に係るパブリック・コメントの結果について… (当日資料)
(教育政策室)
- ④ 「戸田市生涯学習推進ビジョン(案)」に係るパブリック・コメントの結果について (当日資料)
(生涯学習課)
- ⑤ 現代課題講座の開催について…………… 1 3
(生涯学習課)
- ⑥ 図書館取次所の開設について…………… 1 4
(生涯学習課)
- ⑦ その他

戸田市教育委員会 教育行政視察研修

視察報告書

令和7年11月17日（月）から18日（火）まで

石川県加賀市教育委員会

- ・2025 KAGA Education PLAYER's Day
- ・加賀市教育委員会の教育施策について

令和7年度戸田市教育委員会 教育行政視察研修

視察日時 令和7年11月17日（月）～18日（火）

視察参加者	教育長	戸ヶ崎 勤
	教育長職務代理者	仙波 憲一
	委員	木村 雅文
	委員	長道 修
	委員	浜田 美咲
	教育総務課長	重信 雄太
	教育政策室主幹兼指導主事	菊地 孝徳

視察場所 2025 KAGA Education PLAYER's Day（1日目）

- ・加賀市立錦城東小学校 石川県加賀市大聖寺敷地ワ13番地13
- ・加賀市立橋立海青学園 石川県加賀市小塩町ろ1番地

加賀市教育委員会（2日目）

石川県加賀市大聖寺南町41番地

視察の目的 加賀市教育委員会は、自由進度学習を取り入れた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実など、先進的な教育改革を推進している自治体として注目されている。

本市の移動教育委員会の一環であるこの視察では、加賀市学校教育ビジョン「Be the Player」に基づく実際の授業や教育施策を直接学び、本市の教育改革をさらに加速・深化させるための知見を得ることを目的とする。

1 加賀市の概要

加賀市は、人口約6万1千人の市で、石川県の南西部に位置している。面積は約306平方キロメートルで、市域は日本海に面するとともに、山・川にも恵まれた自然豊かなまちとなっている。

加賀市は、開湯1300年といわれる山代温泉や、山中温泉・片山津温泉と「加賀温泉郷」を有し、松尾芭蕉ゆかりの地や歴史的な町並みが点在するなど、自然景観と文化資源が調和した観光都市である。

また、令和4年4月に国家戦略特別区域制度の一つである「デジタル田園健康特区」に指定された。例えば、加賀温泉駅～山代温泉間で自動運転の実証実験を実施し、新しい交通インフラ技術の社会実装を進めるなど、デジタル技術と規制改革により、健康・医療等の地域課題解決やビジネス環境の整備を進めている。

令和6年3月には 北陸新幹線が加賀温泉駅まで延伸開業し、広域交通ネットワークが強化されるなど、観光・経済振興の大きな追い風となっている。

2 加賀市の教育の特徴

加賀市教育委員会が掲げる「加賀市学校教育ビジョン（2023-2025）」は、これまでの「そろえる」教育から、DX時代・Society 5.0を見据えた「伸ばす」教育への転換を志向している。スローガンである「Be the Player～自分で考え 動く生み出す そして社会を変える～」には、児童生徒、保護者、教職員、地域住民のすべてが教育の当事者（Player）として主体的に関わるという理念が込められている。

このビジョンの実現に向け、次の4つのプロジェクトを柱としている。

加賀市 学校教育ビジョン

子どもの「今」も「未来」も幸せに well-beingを実現する学びの改革

PROJECT 01 学びを変えるプロジェクト

#ICT #個別最適な学び #協働的な学び #空間デザイン #遠隔協働

個々のスピードに合わせて、自分のペースで自分で学ぶ。
沢山の人と対話して、助け合って共に学び合う。
一人一台PCをフル活用して、空間デザインも工夫し、
好奇心・夢中であるふれる、もっと自由なクリエイティブな教室へ。
そろえる教育から一人ひとりを伸ばす教育へ転換していきます。

PROJECT 02 誰一人取り残さないプロジェクト

#不登校 #サードプレイス #教育支援センター #発達支援

学校に気持ちが向かなくなってしまったとき、
教室や学校以外でも安心して過ごすことができる場を作ります。
教育支援センターの移設・リニューアルを進め、
必ず一人ひとりに支援が届くようような仕組みを作ります。
科学的視点も入れながら、発達支援が必要な子どもにとて、
よりよい教育環境・支援につなげる環境を作ります。

PROJECT 03 未来は自分で創るプロジェクト

#探究 #STEAM #プログラミング #デジタルシティズンシップ

様々なバックグラウンドを持つ大人たちと一緒に学び、
実社会・ホンモノに触れ、探究する。
加賀の強みであるプログラミング・先端テクノロジーを生かして、
小中9年間一貫型のSTEAM教育プログラムに刷新します。
課題解決型・探究型学習を進めます。

PROJECT 04 地域と一緒にプロジェクト

#コミュニティスクール #部活動地域連携 #学校の連続デジタル化 #広報・発信

地域のチカラを学校のチカラに。
全校コミュニティスクールにし、
地域と一緒に子どもたちを育てる環境を作ります。
休日の中学校部活動から段階的に地域移行を進めます。
学校と保護者間の連絡手段をデジタル化します。

加賀市は4つのプロジェクトを始動します

Well-being: ウエルビング、一人一人の多様な幸せ、自己肯定感や自己有用感を高く幸せな状態

「加賀市学校教育ビジョン」（加賀市ホームページより）

2025KAGA Education PLAYER's Day

視察内容

(1) 授業ツアー（学校訪問）

訪問先：錦城東小学校、橋立海青学園

(2) 橋立海青学園児童生徒へのインタビュー、
ワークショップ

3 (1) 観察概要【第1日目】

加賀市教育委員会が主催する「2025 KAGA Education PLAYER's Day」に参加し、同市が推進する「子どもが主役の授業」への挑戦を観察した。

※「2025 KAGA Education PLAYER's Day」：錦城東小学校や加賀市で初の義務教育学校である橋立海青学園の授業の見学をはじめ、児童生徒・加賀市教職員を交えた全体会・ワークショップで構成される。

授業では、教室だけにとどまらず、廊下や別室にも座って協働するテーブルや教具等、学ぶ環境が整備され、子供たちが自分の学習に応じた学びを選択する自由進度学習等が行われていた。

現行の学習指導要領で示されている「何ができるようになるのか」「何を学ぶか」「どのように学ぶのか」という3点のうち、観察を通して「どのように学ぶのか」については、授業者の展開の工夫や環境の整備、教具の活用など、教師と子供の姿などから多くを学ぶことができた。

本市戸ヶ崎教育長から、以下のような所感が示された。

- ・ 本市の学校の実践と照らし合わせて、求められる資質・能力とは何か、それを身に付けた子供の姿とはどんな姿なのかを明確にすること、子供たち自身が「何ができるようになるのか」や「何を学ぶか」を自覚することが重要であり、課題である。
- ・ 本市の学校でも日々積極的に行われている「協働的な学び」が、単なる「グループ学習」となっていたり、子供たちの「独り言の集合体」になっていたりしていないか、何より、子供たちが「真の対話」を通して、それぞれの学びを深めているかということを教師がしっかりと見届けていかなくてはいけない。

全体会「子供の声を聞いてみよう」では、橋立海青学園の生徒たちが自校の学びについてインタビューに答える場が設けられた。子供たちが日頃の授業等から感じている率直な願いや意見が、飾らない言葉で語られていた。

1日目の視察を通じて、本市の教育委員から以下のような意見が示された。

- ・ 戸田市はICTをはじめ、恵まれた教育環境にあることを再認識したが、それに甘んじずにさらに活用について考えてほしい。
- ・ 授業参観した学校の先生方と子供の距離が、戸田市の学校に比べて近いように感じた。教師と児童生徒の信頼感や関係性の構築が何より重要である。
- ・ 自由進度学習など子供たちに学びを委ねていく中で、授業時数の不足が生じないようにしなくてはいけない。
- ・ 生徒が全体会の中で、国語以外の教科は、(専科の)先生に教えてほしいという言葉が印象的だった。
- ・ 教師がしっかりと指導すべきことと、子供を信じて任せるべきことの見極めが求められている。



「2025 KAGA Education PLAYER's Day」案内



「2025 KAGA Education PLAYER's Day」学校訪問@錦城東小学校



「2025 KAGA Education PLAYER's Day」の全体会の様子@橋立海青学園

加賀市
教育委員会

視察内容

加賀市教育委員会の教育施策について
・加賀市教育長との意見交換

3 (2) 視察概要【第2日目】

加賀市教育委員会で松本向貴教育長をはじめ、加賀市教育委員会事務局職員から加賀市の教育施策の説明を受け、活発な意見交換を行った。

■加賀市の「自由進度学習」を踏まえた、学習の在り方について

近年、学習の在り方については、全員が同じ内容を同じペースで同じ場所で学ぶ必要はなく、児童生徒一人一人がそれぞれの状況に応じて学ぶことを重視すべきであるとの考え方方が広がりつつある。一方で、こうした議論が二項対立的に整理される中で、授業観が揺れ、手法そのものが目的化する傾向が見受けられることについて、留意が必要であるとの認識が共有された。

また、「教える」「指導する」「一斉授業」といった概念を否定的に捉えることにより、改革的な取組であるかのように見せかけた実践が散見されるとの指摘があった。教えるべき内容については、引き続き教師が責任をもって指導すること、一斉授業の特性や効果を生かしながら継続的に実施していくことなど、これまで学校現場において大切にされてきた実践の価値を、表現上の新しさのみで置き換えることのないよう留意すべきであるとの共通理解が得られた。

このような中、加賀市では「自由進度学習」を取り入れ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を進めている。視察した授業では、教師による基礎的な知識・技能の指導を前提としつつ、児童生徒が自らの学習状況に応じて教科や課題を選択し、主体的に学習に取り組む様子が確認された。また、加賀市が実践する子供に「学びのコントローラーを渡す」ためには、適切な指導や環境整備の積み重ねが不可欠であるとの認識が共有され、学校と教育委員会が連携しながら、継続的な改善に取り組んでいる状況が確認された。

さらに、STEAM 教育、加賀市開催の国際ロボット大会、国際教育・留学促進の取組、部活動の地域展開の推進状況、加賀市「不登校支援プラン」など、多様な施策についても意見を交換し、加賀市教育委員会の幅広い挑戦を知ることができた。教育委員会と学校教職員が一丸となり、明確な理念と情熱を持って施策を推進されていることがよく理解できた。

加賀市教育委員会は、学校教育ビジョンのスローガンとして「Be the Player」を掲げている。この言葉には、児童生徒はもちろん、保護者や教職員、さらには地域住民までを含めた「すべての関係者が当事者となり、主体的に教育に関わる」という強い理念が込められており、子供一人一人の可能性を最大限に伸ばすという目標を、地域ぐるみで実現しようとする加賀市の姿勢に深い感銘を受けた。



加賀市教育長や加賀市教育委員会事務局職員との意見交換の様子



加賀市教育長・加賀市教育委員会事務局職員と戸田市教育委員

4 おわりに

加賀市教育委員会が学校に対して日々行っている「伴走支援」の姿勢は、戸田市教育委員会の「啐啄同時」の理念と深く通じ合うものである。

今回の交流を機に、両市の教育委員会による連携や、両市の指導主事による合同研修の実施など、新たな教育連携の可能性も拓かれた。今回得られた気付きや交流を糧に、本市の教育の一層の充実に努めたい。

【参考】加賀市、戸田市について（出典：各市ホームページ）

・面積、人口（令和7年10月1日現在）

	加賀市	戸田市
面積 (km ²)	305.87	18.17
人口 (人)	61,054	142,715
人口密度 (人/km ²)	199.6	7,854.43
世帯数	28,921	70,998

・学校数、児童生徒数（令和7年5月1日現在）

	加賀市 (R7.5.1現在)	戸田市 (R7.5.1現在)
学校数	小学校	16
	中学校	5
	義務教育学校	1
児童生徒数	児童 (人)	2,524
	生徒 (人)	1,415
	合計 (人)	3,939
		11,360

・教育費（令和7年度一般会計当初予算）

	加賀市	戸田市
歳出合計 (千円)	41,727,000	64,730,000
うち教育費 (千円)	6,533,928	7,493,093
構成比 (%)	15.66	11.58

・将来都市像、教育振興基本計画基本理念、大綱

加賀市	将来都市像	『自然・歴史・伝統が息づく 住んでみたい 来てみたいまち』 ～地域の強みを活かし、ともに進める 人・まちづくり～
	教育振興基本計画基本理念	「地域に学び未来への創造力を育む人づくり」
	大綱	【加賀市 学校教育ビジョン】 BE THE PLAYER 自分で考え 動く 生み出す そして社会を変える
戸田市	将来都市像	『このまちで良かった』 みんな輝く未来共創のまちとだ
	教育振興基本計画基本理念	生き生きと 共に育む 教育のまち 戸田 ～とだっ子 やり抜く力で 未来に夢を～
	大綱	戸田市教育大綱 基本方針 共に「つくり まもり つなぐ」教育のまち 戸田

戸田市立小・中学校令和7年度卒業式及び
令和8年度入学式等の日程について

戸田市立小・中学校 令和7年度卒業式及び令和8年度入学式等日時一覧表

学校名	令和7年度卒業式			令和8年度入学式			令和8年度 前期・第1学期始業式		
	月/日	曜日	時刻	月/日	曜日	時刻	月/日	曜日	時刻
戸田第一小	3月24日	火	午前9時00分	4月9日	木	午後1時30分	4月8日	水	午前8時45分
戸田第二小	3月24日	火	午前9時30分	4月9日	木	午後1時30分	4月8日	水	午前8時50分
新曾小	3月24日	火	午前9時30分	4月9日	木	午後1時20分	4月8日	水	午前8時45分
美谷本小	3月24日	火	午前9時30分	4月9日	木	午後1時30分	4月8日	水	午前8時50分
笹目小	3月24日	火	午前9時30分	4月9日	木	午後2時00分	4月8日	水	午前8時45分
戸田東小	3月24日	火	午前9時00分	4月9日	木	午後2時00分	4月8日	水	午前8時30分
戸田南小	3月24日	火	午前9時30分	4月9日	木	午後2時00分	4月8日	水	午前8時50分
喜沢小	3月24日	火	午前9時30分	4月9日	木	午後2時00分	4月8日	水	午前8時50分
笹目東小	3月24日	火	午前9時30分	4月9日	木	午後2時00分	4月8日	水	午前8時40分
新曾北小	3月24日	火	午前9時30分	4月9日	木	午後1時30分	4月8日	水	午前8時50分
美女木小	3月24日	火	午前9時30分	4月9日	木	午後1時30分	4月8日	水	午前8時40分
芦原小	3月24日	火	午前9時00分	4月9日	木	午後2時00分	4月8日	水	午前8時30分
戸田中	3月13日	金	午前9時30分	4月8日	水	午後1時30分	4月8日	水	午前9時00分
戸田東中	3月13日	金	午前9時30分	4月8日	水	午後2時00分	4月8日	水	午前9時00分
美 笹 中	3月13日	金	午前9時30分	4月8日	水	午後1時30分	4月8日	水	午前9時00分
喜沢中	3月13日	金	午前9時00分	4月8日	水	午後2時00分	4月8日	水	午前8時50分
新曾中	3月13日	金	午前9時30分	4月8日	水	午後2時00分	4月8日	水	午前9時20分
笹目中	3月13日	金	午前9時20分	4月8日	水	午後1時30分	4月8日	水	午前9時10分

時刻は、開式の時刻です。

戸田市立小・中学校 令和7年度卒業式・令和8年度入学式参列者一覧(ふりがな付き)

令和8年1月7日 現在

1 小学校の卒業式・入学式

	学 校 名	卒業式		入学式	
		令和8年3月24日(火)午前		令和8年4月9日(木)午後	
1	戸田第一小学校	教育委員	長道 修 ながみち おさむ	教育委員	浜田 美咲 はまだ みさき
2	戸田第二小学校	参事	梶山 浩 かじやま ひろし	教育長職務代理者	仙波 憲一 せんぱ けんいち
3	新曾小学校	教育政策室担当課長	水沼 美和 みずぬま みわ	教育委員	長道 修 ながみち おさむ
4	美谷本小学校	学務課長	河西 誠 かさい まこと	教育部長	(川和田 亨) かわわだ とある
5	笛目小学校	教育長職務代理者	仙波 憲一 せんぱ けんいち	参事	(梶山 浩) かじやま ひろし
6	戸田東小学校	教育長	戸ヶ崎 勤 とがさき つとむ	教育委員	木村 雅文 きむら まさふみ
7	戸田南小学校	生涯学習課長	石橋 晴美 いしばし はるみ	教育総務課長	(重信 雄太) しげのぶ ゆうた
8	喜沢小学校	教育委員	木村 雅文 きむら まさふみ	教育政策室担当課長	(水沼 美和) みずぬま みわ
9	笛目東小学校	教育総務課長	重信 雄太 しげのぶ ゆうた	学務課長	(河西 誠) かさい まこと
10	新曾北小学校	教育委員	浜田 美咲 はまだ みさき	教育長	戸ヶ崎 勤 とがさき つとむ
11	美女木小学校	教育政策室長	片境 俊貴 かたざかい としき	生涯学習課長	(石橋 晴美) いしばし はるみ
12	芦原小学校	教育部長	川和田 亨 かわわだ とある	教育政策室長	(片境 俊貴) かたざかい としき

控え 生涯学習課長 中沢英明 なかざわ ひであき
学校給食課長 江口 譲 えぐち まもる
教育政策室教育センター所長 菊地 奈津子 きくち なつこ

2 中学校の卒業式・入学式

	学 校 名	卒業式		入学式	
		令和8年3月13日(金)午前		令和8年4月8日(水)午後	
1	戸田中学校	教育委員	長道 修 ながみち おさむ	教育委員	浜田 美咲 はまだ みさき
2	戸田東中学校	教育長	戸ヶ崎 勤 とがさき つとむ	教育長職務代理者	仙波 憲一 せんぱ けんいち
3	美笛中学校	参事	梶山 浩 かじやま ひろし	教育長	戸ヶ崎 勤 とがさき つとむ
4	喜沢中学校	教育長職務代理者	仙波 憲一 せんぱ けんいち	教育部長	(川和田 亨) かわわだ とある
5	新曾中学校	教育委員	浜田 美咲 はまだ みさき	教育委員	木村 雅文 きむら まさふみ
6	笛目中学校	教育部長	川和田 亨 かわわだ とある	教育委員	長道 修 ながみち おさむ

控え
教育政策室長 片境 俊貴 かたざかい としき
教育政策室担当課長 水沼 美和 みずぬま みわ
控え
教育委員会事務局参事 梶山 浩 かじやま ひろし
教育政策室長 片境 俊貴 かたざかい としき
教育政策室担当課長 水沼 美和 みずぬま みわ

3 市長が参列する学校

市長：菅原文仁 すがわら ふみひと 副市長：豊島 浩明 とよしま ひろあき

卒業式	入学式
令和8年3月24日(火)午前	令和8年4月9日(木)午後
笛目小学校	戸田南小学校
令和8年3月13日(金)午前	令和8年4月8日(水)午後
戸田中学校	美笛中学校

「第5次戸田市教育振興計画（案）」に係るパブリック・コメントの結果について

1 意見募集期間

令和7年12月9日（火）から令和8年1月9日（金）まで

2 募集方法

＜資料配架＞

■指定配架場所 【9か所】

①担当課②市政情報コーナー③④⑤各福祉センター（公民館）⑥総合コミュニティセンター（コンパル）⑦戸田公園駅前行政センター2階⑧新曾南多世代交流館（さくらパル）⑨上戸田地域交流センター（あいパル）

■追加配架場所 【5か所】

⑩中央図書館⑪彩湖自然学習センター（みどりパル）⑫教育センター⑬スポーツセンター⑭文化会館

＜広報＞

- ・市ホームページ
- ・広報戸田市（12月号）
- ・SNS（LINE・市及び市教委Facebook）

3 募集結果

11名の方から31件のご意見をいただきました。

（意見内容と、それに対する市の考え方については「別紙」参照）

4 今後のスケジュール（予定）

- 1月26日（月）：文教・建設常任委員会へパブコメ結果の報告
- 2月中旬：第4回戸田市教育振興計画策定委員会で計画案協議
- 3月中旬：教育委員会へ議案上程
- 3月下旬：第5次戸田市教育振興計画策定

「第5次戸田市教育振興計画（案）」についてのご意見に対する回答

貴重なご意見ありがとうございました

案 件 名 第5次戸田市教育振興計画（案）について
意見募集期間 令和7年12月9日（火）から令和8年1月9日（金）まで

パブリック・コメントとしてご意見を募集した結果、11名の方から31件のご意見をいただきました。いただいたご意見の内容と、それに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

【ご意見の概要とご意見に対する市の考え方】

	ご意見の内容	市からの回答（対応）
1	「主体的・対話的で深い学び」「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」「探究的な学びの推進」などを各学校が安定的・継続的に実装していくためには、校内研修の質の保証や指導事例の共有、外部人材の効果的活用など、現場を具体的に支える仕組みが重要になると考えます。単発的な研修にとどまらず、学校の実態に応じた伴走型支援や複数年を見通した教員の学びの設計がより明確に示されることで、計画の理念が確実に授業改善につながるものと考えます。	方針1の施策や取組の実現に当たって、貴重な御意見として受け止めてまいります。なお、いただいた具体的な御意見につきましては、計画の実施段階において、よりよい取組に改善していくための参考とさせていただきます。

2	<p>在校等時間の縮減という量的指標のみならず、教職員が授業や子供理解に向き合える時間がどれだけ確保されているか、校内の協働体制やマネジメントがどの程度機能しているか、といった質的側面も含めた評価や支援の視点が加わることで、働き方改革が「教育の質を高める改革」として一層定着すると考えます。</p>	<p>いただいた具体的な御意見につきましては、方針1の主な施策である『令和の日本型学校教育』を支える学校の働き方改革の加速と、教師の指導力の向上」に取り組む際に、各具体的な取組をよりよいものに改善していくための参考とさせていただきます。</p>
3	<p>方針2に示された多様な支援施策は、今後ますます重要性を増すものです。とりわけ、不登校支援や医療的ケア、福祉機関との連携については、学校だけで抱え込むのではなく、行政・専門機関・地域が役割を分担し、学校が「ハブ」として機能できる体制の構築が不可欠だと考えます。本計画に基づき、学校外の専門性をより柔軟に活用できる仕組みや、管理職・担任が安心して相談できる明確な窓口が整備されることを期待します。</p>	<p>方針2の施策や取組の実現に当たって、貴重な御意見として受け止めてまいります。なお、いただいた具体的な御意見につきましては、計画の実施段階において、よりよい取組に改善していくための参考とさせていただきます。</p>
4	<p>EBPMを計画の核に据え、モニタリング指標を明示している点は大きな強みです。今後は、これらのデータが行政内部の評価にとどまらず、学校現場に分かりやすく還元され、改善に生かされる循環が重要になります。数値の比較や達成度の提示に加え、「なぜその成果が生まれたのか」「次に何を改善すべきか」といった示唆が共有されることで、学校現場の主体的な改善につながると考えます。</p>	<p>モニタリング指標の活用等に当たって、貴重な御意見として受け止めてまいります。なお、いただいた具体的な御意見につきましては、計画の実施段階において、単なる数値のみの評価にとどまらず、その背景や要因に目を向け学校現場のよりよい改善につながるサイクルを生み出せるよう留意して取り組んでまいります。</p>

5	一人一人の「好き（興味・関心）を育み、得意を伸ばす」という教育理念について、自分の「好き」なことから始まることは、自分ごとに捉えていきながら、だんだん視野を広くしていくことにつながり、他者理解にも発展していくものと考えます。また、自分の「得意を伸ばす」ことは、一つにこだわりをもち、その分野なら誰にも負けないことが一つあるだけで、その子のアイデンティティにつながることからとても重要なことととらえています。	教育理念の実現に当たって、貴重な御意見として受け止めてまいります。
6	誰一人取り残されることなく、誰もが互いの多様性を尊重し、いきいきと共に高め合う学びの実現は、現在の学校現場にはとても重要であると考えています。そのために様々な施策を考えていくことは、学校現場を応援することにつながり、大きなバックアップにもなります。	方針2の施策や取組の実現に当たって、貴重な御意見として受け止めてまいります。
7	産官学と連携をし、学校教育にプラスになる視点を取り入れながら授業や研修を進めていくことは、教師側も元気をもらって新しいことに取り組もうという意欲につながるとともに結果子供たちにもプラスになると感じます。	産官学との連携に当たって、貴重な御意見として受け止めてまいります。
8	実態として、入学して間もない1年生が小学校に馴染んでいくには、かなりの個人差があります。幼保小の架け橋プログラムの充実は欠かせない視点だと感じました。	「幼保小架け橋プログラム」の促進に当たって、幼保小の架け橋期における教育活動の充実につながるよう取り組んでまいります。

9	<p>すべて大切なことだと思いますが、すべてをしつかり網羅していく難しさも感じます。それぞれの学校で児童の実態に合わせ、重点をしつかりと見極め、取り組んでいかなければすべてが表面的にしか取り組めないと感じたので、それぞれの学校での取組も重要だと感じました。</p>	<p>計画全体の実現に当たって、貴重な御意見として受け止めてまいります。各学校が、本計画で掲げる教育理念と方針を軸に自主性を発揮し、それが強みを生かした教育活動を展開できるよう学校現場の実態も踏まえた取組を実施してまいります。</p>
10	<p>方針2に関係するモニタリング指標として「1歳8か月健診、3歳6か月健診の平均受診率」とあります。この指標で把握する取組はどのようなものを想定しているのでしょうか。おそらく、「子供の健全育成を支援するための福祉機関等との連携強化」に関わる取組だと思いますが、学校教育や社会教育でどのようなことを期待されているのかが分かるとよいと思いました。</p>	<p>いただいた具体的な御意見につきましては、方針2の具体的な取組である「子供の健全育成を支援するための福祉機関等との連携強化」の実施段階において、子供の成長や発達段階に応じた切れ目のない支援につなげてまいります。</p>
11	<p>「教育理念」がとてもよいと感じています。変化の激しい社会を生き抜いていく戸田の子供たち、市民の育成に向け、新しい教育振興計画に期待しています。この高い志を掲げた計画が、現場の先生方の創意工夫を後押しし、子供たちが失敗を恐れずに自分の『好き』を追求できる環境づくりにつながることを切に願っています。特に、既存の評価規準にとらわれない新しい学びの指標づくりや、多忙な現場を支えるDXの推進にも、併せて注力していただければ幸いです。</p>	<p>計画全体の実現に当たって、貴重な御意見として受け止めてまいります。なお、いただいた具体的な御意見につきましては、計画の実施段階において参考とさせていただきます。</p>

12	専門用語が多く、用語解説が4分の1を占め、一般市民には分かりにくいと感じる。	ご意見を受け止め、本計画の策定後、市民に向けた計画の広報を実施していく際に、留意してまいります。
13	「働き方改革」を掲げる一方で、新しい教育内容が盛りだくさんの印象を受ける。現場の教員の多忙化を招くのではないかという懸念がある。	方針1の施策や取組の実現に当たって、貴重な御意見として受け止め、学校現場の多忙化につながらないよう工夫して取り組んでまいります。
14	「戸田型PBL」「戸田型インクルーシブ教育」など、「戸田型」をつける市独自の定義に基づいたモデルが、一般的な概念と乖離しないか懸念である。	ご意見を受け止め、本計画の策定後、市民に向けた計画の広報を実施していく際に、留意して行ってまいります。
15	完成の暁には、イラストやカラーリングをさらに工夫して親しみやすいビジュアルになることを期待します。	いただいた具体的な御意見につきましては、本計画の策定後、市民に向けた計画の広報を実施していく際に、参考とさせていただきます。
16	教育理念「好きを育み 得意を伸ばす 戸田の教育」がとてもわかりやすくなりました。シンプルがゆえに、おぼえやすく、何かをする上で大切な基準を示していることがわかります。また、自分にとっての「好き」「得意」とは何かを考える機会になっていることも良いと思います。市内の各所にのぼり旗を立てたり、駅などの施設や公共施設ではバナーで紹介したりしたいです。	いただいた具体的な御意見につきましては、本計画の策定後、市民に向けた計画の広報を実施していく際に、参考とさせていただきます。
17	方針2について、誰一人取り残されないための項目が数多く明記されていますが、それを実現させるための予算及び人材の確保を期待します。	方針2の施策や取組の実現に当たって、適切な予算及び人材の確保に努めてまいります。

18	方針3について、紙面上の面積が狭いせいか、印象が薄くなる気がします。部活動の地域展開は、市民にとって教育内容以上に関心が高いと思われますので、策定の際はぜひ、強調してください。	いただいた具体的な御意見につきましては、本計画の策定後、市民に向けた計画の広報を実施していく際に、参考とさせていただきます。
19	方針4は、各施策の成果を見るために極めて重要だと思います。見やすさにこだわることを期待します。	いただいた具体的な御意見につきましては、本計画の策定後、市民に向けた計画の広報を実施していく際に、参考とさせていただきます。
20	第5次戸田市教育振興計画は、市内小中学校の児童生徒の意見を聞いて作成したものです。「児童生徒と一緒に作った第5次戸田市教育振興計画」だということが、目立つようになりますといいと思います。	いただいた具体的な御意見につきましては、本計画の策定後、市民に向けた計画の広報を実施していく際に、参考とさせていただきます。
21	方針2について、多様なニーズに応じた学びの推進・多様な支援体制の充実に係る相談先の周知をどのように進めていくのか教えていただきたいです。対象者と様々な取組のマッチングを行うにあたって、保護者から希望が出やすく、学校から紹介しやすいような資料を整えていただけすると幸いです。	周知の在り方については、方針2の主な施策である「多様な支援体制の充実」に取り組む際に、具体的にお示しするとともに、資料の作成については、保護者、学校双方にとって利便性のあるものの作成に努めてまいります。
22	方針1にある「デジタルシティズンシップの視点を含めた、情報活用能力の向上」は今後の社会にとても大切な能力になると思います。そのため、「ICTやテクノロジーを活用した指導力の向上」がとても大切になると考えられます。児童・生徒よりも高く新しい知識を見つけるための研修などがあるとよいと思います。	いただいた具体的な御意見につきましては、方針1における「ICTやテクノロジーを活用した指導力の向上」の取組の実施段階において、よりよい取組に改善していくための参考とさせていただきます。

23	<p>方針3にある「部活動の地域展開」について、現在部活動の生徒の受け入れ先が見つかりにくい状況にあるので、「スポーツや文化芸術活動の推進」といった取組も踏まえ、地域のスポーツチームや文化団体へ、場所やお金等の支援をお願いしたいです。</p>	<p>いただいた具体的な御意見につきましては、方針3における「部活動の地域展開」や「スポーツや文化芸術活動の推進」の取組の実施段階において、よりよい取組に改善していくための参考とさせていただきます。</p>
24	<p>方針4の施策全体を支える様々な基盤の整備・充実のために、『戸田市の教職員への働き方改革』も盛り込んで周知していただきたい。スクラップ＆ビルトの観点を入れていただきたい。</p>	<p>方針4については、学校教育のみならず、社会教育等を含めた施策全体を支える基盤であることから、スクラップ＆ビルトを含めた働き方改革に係る施策については方針1に設定し、推進してまいります。</p>
25	<p>中学校の平日の部活動については、勤務時間を超過しての活動が多い。教科指導や生徒指導、教育相談を充実させることや教職員の在校等時間を減らすためにも、部活動指導員の配置を増やしていただきたい。</p>	<p>いただいた具体的な御意見につきましては、方針1における「学校の指導運営体制の充実と学校・地域が一体となって取り組む働き方改革の加速化」の取組の実施段階において、よりよい取組に改善していくための参考とさせていただきます。</p>
26	<p>子供等の意見反映の指標を単なる「パブリック・コメントの意見数」という量的な把握に留めず、AI等を活用し「ブロードリスニング」を導入することで、多数決でこぼれ落ちる少数意見や潜在的なニーズを可視化・分析し、教育政策への実質的な反映プロセスをより精緻に構築すべきです。</p>	<p>いただいた具体的な御意見につきましては、モニタリング指標への反映が難しいことから、方針2における「こども等が意見を表明する機会の確保と意見の反映」の取組の実施段階において、よりよい取組に改善していくための参考とさせていただきます。</p>

27	<p>EBPM の核となる「教育総合データベース」の利活用について、成田悠輔氏が提唱する視点に基づき、アンケート等の主観データに加え、学習ログ等の実行動データから個々の「好き・得意」を検知、分析し、最適な PBL や教材をレコメンドするなど「データによる教育の個別最適化」を一層強化してください。</p> <p>デジタル技術とデータを駆使して民主主義をアップデートし、一人一人が「自らの人生を舵取り」できる教育改革の社会実装を期待します。</p>	<p>いただいた具体的な御意見につきましては、方針4における「教育総合データベースの整備と教育データの利活用の推進」の取組の実施段階において、よりよい取組に改善していくための参考とさせていただきます。</p>
28	<p>計画の記述について、抽象的な表現でまとめられていると感じています。是非計画を具体化し進めていく際には、児童生徒から聞いた意見の具体的な部分も取り入れてもらえるとうれしいです。</p>	<p>第2回戸田市教育振興計画策定委員会において、市内全小・中学校の代表児童生徒からいただいた具体的な御意見につきましては、計画の実施段階において、よりよい取組に改善していくための参考とさせていただきます。</p>
29	<p>多様性を大切にしつつ、協調性、忍耐力を身に付ける教育を戸田市独自のカリキュラムとして検討いただきたい。</p>	<p>いただいた具体的な御意見につきましては、方針1の主な施策である「これからの中社会で求められる資質・能力を育成する学びの推進」に取り組む際に、各具体的な取組をよりよいものに改善していくための参考とさせていただきます。</p>
30	<p>通常学級、特別支援学級及び福祉機関の連携を強化するとともに、発達障害等に関する理解促進の研修を実施し、学校内の支援スタッフ（支援員、スクールカウンセラー等）の配置の充実を図ってほしい。</p>	<p>いただいた具体的な御意見につきましては、方針2の主な施策である「多様なニーズに応じた学びの推進」及び「多様な支援体制の充実」に取り組む際に、各具体的な取組をよりよいものに改善していくための参考とさせていただきます。</p>

31	学力も大切であるが、学力だけではなく個性や得意分野を尊重するようなカリキュラム等を作成してほしい。	いただいた具体的な御意見につきましては、方針1の具体的な取組である「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の推進」の実施段階において、よりよい取組に改善していくための参考とさせていただきます。
----	---	--

報告事項

「戸田市生涯学習推進ビジョン（案）」に係るパブリック・コメントの結果について

1 意見募集期間

令和7年12月9日（火）から令和8年1月9日（金）まで

2 募集方法

<資料配架>

■指定配架場所 【9か所】

①担当課②市政情報コーナー③④⑤各福祉センター（公民館）⑥笹目コミュニティセンター（コンパル）⑦戸田公園駅前行政センター2階⑧新曾南多世代交流館（さくらパル）⑨上戸田地域交流センター（あいパル）

■追加配架場所 【5か所】

⑩中央図書館⑪彩湖自然学習センター（みどりパル）⑫教育センター⑬スポーツセンター⑭文化会館

■各公民館育成サークルへ個別に通知文を発出し、意見を募集 【41団体】

- ・下戸田公民館育成サークル 22団体
- ・新曾公民館育成サークル 9団体
- ・美笹公民館育成サークル 10団体

<広報>

- ・市ホームページ
- ・広報戸田市（12月号）
- ・SNS（LINE・市及び市教委Facebook）

3 募集結果

当該ビジョン（案）に関する意見はありませんでした。

4 今後のスケジュール（予定）

- 2月9日（月） : 第4回社会教育委員会議で答申案協議
- 3月中旬 : 教育委員会へ答申
- 3月下旬 : 戸田市生涯学習推進ビジョン策定
- 4月以降 : 広報戸田市による周知
関係課所にて概要版のパネル掲出
市民大学講座等の機会を捉えた周知



来る巨大地震に備えて

～個人・家庭・地域はどうあるべきか～



東京大学大学院情報学環 特任教授

片田 敏孝 氏

専門は災害情報学・災害社会工学。

災害への危機管理対応、災害情報伝達、防災教育、避難誘導策のあり方等について研究するとともに、災害に立ち向かう主体的姿勢による地域での防災活動を全国各地で展開している。

岩手県釜石市の小・中学校で長年にわたり防災教育に注力し、その教えが東日本大震災時に大きく活かされた。

「戸田市ハザードブック」を監修。



2026年2月14日(土)午後2時から3時30分

費用
無料



会場：戸田市文化会館 304会議室

いつ起きるか分からない巨大地震。
想定を超える災害に向き合うために、
必要な考え方やすべきことを学びます。

対象・定員 市内在住・在勤・在学者 80名 ※申込順

オンデマンド配信あり(講座終了後、市公式YouTubeに期間限定・申込者限定で動画を公開)

持ち物 筆記用具、市民大学受講票(1単位付与。受講票がない方も申込可)

申込み 申込フォーム(下記URL・二次元コード)・メール・電話で

※2026年1月5日(月)午前9時～申込開始

※配慮が必要な方は申込時にお知らせください。

<https://www.city.toda.saitama.jp/ques/questionnaire.php?openid=1223>



お問合せ 戸田市民大学事務局(戸田市教育委員会事務局 生涯学習課内)

電話: 048-441-1800(内線308)

メール: simin-daigaku@city.toda.saitama.jp

図書館取次所の開設について

報告事項

令和8年3月3日からサービス開始予定（令和9年3月31日までを試行期間とする）

1. 事業の目的・概要

目的：市民の読書活動推進と図書館利用者の利便性向上

内容：イオンモール北戸田店内の未来屋書店に、図書館の予約本の受取り拠点を設置

設置場所：イオンモール北戸田 3階未来屋書店

2. サービス概要

WEB予約した図書館の本を未来屋書店でも受取り可能にする。

予約方法：WEB予約のみ（図書館HPより）

貸出期間：22日間（通常15日 + 取置期間7日間）/受付時間：10:00～21:00（未来屋書店の営業日に準ずる）

予約から未来屋書店での受取りの流れ（イメージ）

図書館利用者

スマホなどで申込。
受取り先を、未来屋書
店に指定。



中央図書館



申込のあった本を
貸出処理・梱包する。
貸出処理をここで行う。



未来屋書店へ巡回便で
1日1回（朝）配達

未来屋書店



貸出券番号または、
通知メールの番号で
照合し、本を渡す。

読み後



未来屋書店カウンター、
1階ブックポスト、
図書館等に返却

3. 利用予測

特に人口1人あたりの貸出点数が少ない美女木地区での貸出冊数の増加を見込む。
取次所での貸出冊数予測 年間33,300点

4. 試行期間終了後の取扱い

試行期間終了までに、利用者アンケート等により効果検証を行い、継続等について検討する。

5. その他

実施方法：未来屋書店に業務委託（指定管理者による委託）
対象資料：戸田市立図書館が保有する図書（大型本、視聴覚資料等は除く）